

整理番号 1-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和4年4月1日	支出額	5,250円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(4月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			
⑤蒲生徳明			

領 収 書

四番館

1304 号室

202204200006940004130400058

2022年4月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書  
印紙税法  
第5条1項  
(別表1.17  
-2による)

但し 駐車場使用料

2022年4月分

上記の金額、正に領収いたしました

V-CITY草加管理組合

株式会社 長谷工  
東京都港区芝 4丁目8番  
長谷 建設 印刷  
組合会計1部 03-3457-1514

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは  
無効と致します

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよ  
うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合(以下「甲」という)と〒13044号室 区分所有者 蒲生 徳明 (以下「乙」という)とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約(以下「本契約」という)を締結する。

Table with 2 columns: Item (e.g., 第1条 駐車区画, 第2条 契約車種) and Content (e.g., 乙が使用する駐車区画は次のとおりとする, 乙が駐車する車種は次のとおりとする).

第3条 (使用目的) 乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。
第4条 (車種の変更) 乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条 (契約期間) 契約期間は、18年6月15日から19年6月15日まで(但し、本契約の締結後、前項に定める車種を指定された駐車区画に駐車することが不連続であると判断するときは、契約期間を中止させることができる。)

第6条 (使用料) 使用料は、月額1,050円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。(支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。)

第7条 (盗難、転貸等の禁止) 乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条 (甲の責任範囲) 契約車種の駐車中もしくは入出庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等が発生しても、甲はその責を負わないものとする。

第9条 (乙の責任範囲) 乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条 (解約の申し入れ) 乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条 (契約終了後の明渡し義務) 契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を撤出し、駐車場に明付金を返さなければならない。

第12条 (契約の解除) 乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および規則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項)

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。
18年6月15日
甲 (管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙 (区分所有者) 外-1304号室 氏名 蒲生 徳明



- 1 駐車場使用にあたっての遵守事項
1 駐車場使用規約によって登録されている車種以外は駐車しないこと
2 登録されている車種の取扱いの際は、事前に管理組合に届け出ること
3 管理組合の承認なしに、たとえ一時的に駐車していても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
4 自転車、バイク等として使用しないこと
2 場内での運転マナー
1 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
2 歩行者優先および歩行者を避けること
3 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車種の行動に支障のないよう留意すること
4 乗降区画、緊急停止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、警告の使用を避けること
5 深夜・早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
3 使用上の注意
1 使用時間は平日とすること
2 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
3 場内は禁煙とすること
4 除草・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
5 車種には必ず確認し、貴重品は車内に放置しないこと
6 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
7 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
8 事故等の処理
1 駐車場の施設、設備を損壊または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
2 他車種等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
(但し、駐車場を使用する際の追加遵守事項)

- 1 撤去操作
1 メーカへの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
2 車種が大ききおよび重量は、差履の積載限度を超えないものとする
3 設置には、車以外の物を乗せないこと
4 差履内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
5 差履の操作は、差履内に人がいないことおよび差履周囲が安全であることを確認してから行うこと
6 差履の作動中は、危険な状態で差履内に入らないこと
2 駐車方法
1 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入れ車止めにて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
2 急停止、急発進はしないこと
3 使用上の注意
1 車種が壊れたり接触したときおよび差履に異常を感じたときは、直ちに管理委員に連絡すること
2 安全管理および使用の都合上、ブレーキを常時下げておくこと
3 集中案内、警音その他、天災地変等の不可抗力による駐車施設の浸水等による車種等の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車両保険等の加入に努めること
4 撤去式駐車場操作
1 管理組合から貸与された撤去式駐車場操作キーを自己責任で管理し使用者でなくなるときは直ちに返還すること
2 撤去式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること



## 駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 1-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費
	9:資料購入・作成費      10:交通費

支出年月日	令和4年4月28日	支出額	50,220円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所家賃(5月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円 × 1/2 = 50,220円)		

領収書等貼付欄

- ①令和4年4月28日
- ②100,000円      振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(5月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、  
お持ち帰りください。 RESONA 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	*****
取扱店	お取引日	時刻	
36606	04-04-28	10:57	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認 証	
円 円 円			

※ 領収書は  
※ 領収書を  
(別紙に

お受取人  
登録番号 0001  
コウメイトウケツキ"タ"ソ シオノ マサユキ様  
電話番号 048-265-5780  
取扱番号 300079

お振込明細またはご案内  
電話

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

こと。

※ 領収書等には、①年月日、( )に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 賃貸借契約書

店番 26309  
担当者

賃貸人	以下甲という
賃借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	Kビル (2階 2F 号室) (駐車場No. 1)		
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2		
構造	R C造	地下 〇階	地上 3階
面積	2階	79.14㎡	(一坪)
	1階	〇㎡	(一坪)
	合計	79.14	(一坪)

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	敷金	100,000円
礼金	100,000円	礼金	100,000円
管理費	〇円	管理費	〇円
修繕費	〇円	修繕費	〇円
その他	〇円	その他	〇円
合計額	100,000円	償却	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	(普・当)
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3年間

(5) 使用目的 事務所 自動更新

(6) 管理会社

管理会社	住所	TEL
	貸主	
	氏名	

(7) 特約事項

原契約の特約事項遵守の事。  
1. 退去時のクリーニングは賃借人の負担とする。退去時、室内清掃はテナントが個人負担にて原状回復すること。  
1. (1) ~ (5) にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同じとする。  
1. 契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、新賃金の1ヶ月分を指定方法にて支払うこと。以下余白。

①甲、乙及び丙は、本契約の全項目を熟読理解の上合意に達し、本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本契約の通を作成し各自署名捺印のうえ甲及び乙丙が各一通を保有する。  
②甲丙両氏に於いて、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および賃貸借契約の締結を目的として利用させていただきます。  
③貴客の個人情報の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合がありますことを予めご了承ください。

契約年月日	2018年 5月 10日		
住所	〒 [REDACTED]		
氏名	[REDACTED]		
現住所	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県議会議事堂 48-822-9606		
フリガナ	植野 正行 株式会社 植野 正行		
氏名	埼玉県議会 公明党議員団 植野 正行 事務所 48-822-9606		
現住所	〒333-0849 川口市本莉川2-21-10		
フリガナ	植野 正行 株式会社 植野 正行		
氏名	植野 正行 事務所 48-822-9606		
勤務先	名称/住所		
現住所	〒 [REDACTED]		
フリガナ	[REDACTED]		
氏名	[REDACTED]		
勤務先	名称/住所		

媒介業者  
免許番号 国土交通大臣(4)第6346号  
本社 埼玉県川口市本町4丁目 [REDACTED]  
代表取締役 山田 茂樹

担当店 蔵店  
埼玉県蕨市塚越1丁目1-8みくにビル1F  
TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430- [REDACTED]  
店長 三浦 一将  
宅地建物取引士 登録番号 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]



(駐車場No. [redacted])

2-2 植野 正行

# 駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南前川二六、十五

車種プレートナンバー 採用車 名称 ( ) 内第 号  
 賃料 借ヶ月金 七 万円 円也  
 金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃貸借の期間は令和三年十一月一日より令和四年九月末日迄向う拾壹ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一借ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金———金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命する管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なせざること。
- 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、借ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各管通を所持する

令和三年十月二十日

貸主(甲)	住所	[redacted]	印
	氏名	[redacted]	
借主(乙)	住所	川口市南前川二一、二一、一〇	印
	氏名	植野 正行	
仲介人	住所		印
	氏名		
	氏名		印
取引主任者	登録番号		



整理番号 10-1

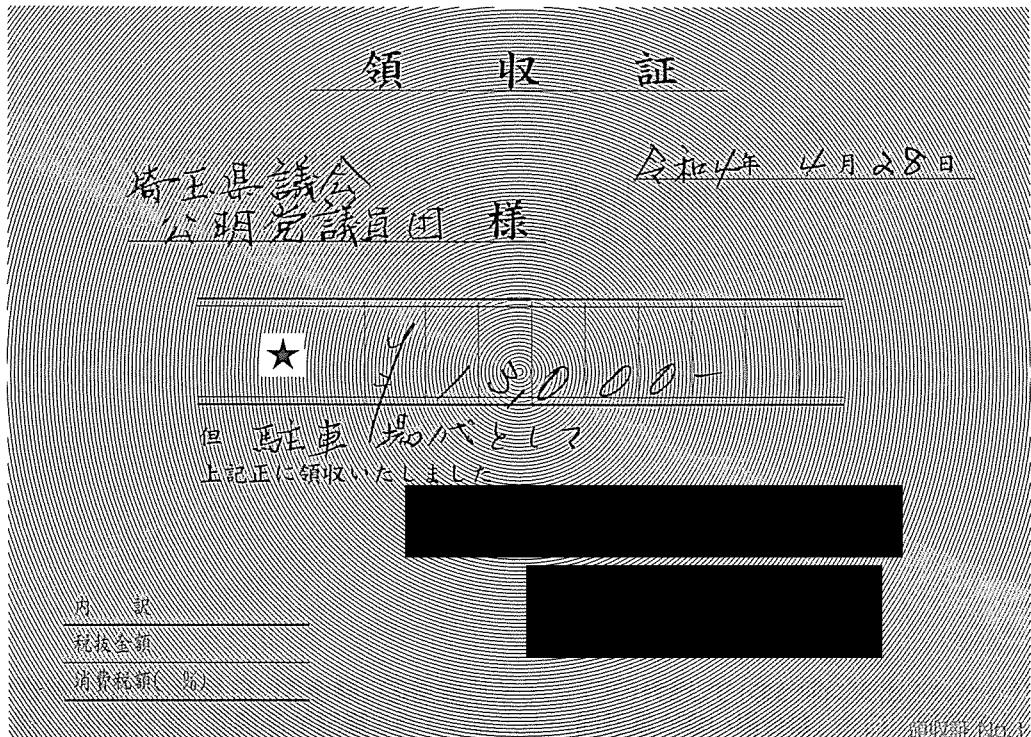
## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和4年4月28日	支出額	6,500円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(5月分、6月分) (按分計算式 13,000円×1/2=6,500円)		

領収書等貼付欄

- ①令和4年4月28日
- ③政務活動専用車両駐車場代として(5月分、6月分)
- ⑤石渡 豊




※ 領収書は、領収書の日付、領収書の金額に記入してください。  
 ※ 按分計算式 13,000円×1/2=6,500円

いるよ  
:。


石渡 豊

10-2

## 駐車場使用契約書

貸主・ (以下「甲」という。)と借主・石渡豊 (以下「乙」という。)は、頭書(1)に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 駐車場の表示

所在地：上尾市弁財2-9 井上駐車場 指定場所：番

### 頭書(2) 契約期間

期 間：2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間

甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

### 頭書(3) 賃料(駐車場使用料)

賃 料：月額6,500円(消費税込み・2ヶ月払いを基本とする。)

甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証する為ため、本契約書を2部作成し、貸主・借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主 住所



氏名

乙・借主 住所

上尾市弁財2-7-8

氏名



石渡 豊





## 駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃貸権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 10-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	令和4年5月2日	支出額	5,250円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(5月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			
⑤蒲生徳明			

領 収 書

四番館

1304 号室

202205190006940004130400244

2022年5月2日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書  
印紙税法  
第5条1項  
(別表1.17  
-2による)

但し 駐車場使用料

2022年5月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは  
無効と致します

V-CITY草加管理組合

株式会社 長谷工務店  
東京都港区芝2丁目6番1号  
長谷工務店  
組合会計1部 0120-009-226

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合(以下「甲」という)とナンバー1306号車区分所有者 蒲生 徳明 (以下「乙」という)とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(駐車区画) 乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

Table with 7 rows: 一 所有者 (蒲生 徳明), 二 車名 (愛称) (ナンバー1306), 三 年式 (16年), 四 自動車登録番号 (147-111111), 五 総排気量 (0.672 L), 六 外排気量 (339 mm), 七 車体重量 (1080 kg)

第3条(使用目的) 乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条(車輛の変更) 乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条(契約期間) 契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとする。

第6条(使用料) 使用料は、月額10,600円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の後払いまでに、使用料を支払うものとする。

第7条(譲渡、転貸等の禁止) 乙は、専ら甲の意向を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条(甲の責任範囲) 契約期間中の駐車中もしくは入庫中に、当該車輛または積荷等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条(乙の責任範囲) 乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において修理費等を負担するものとする。

第10条(契約の申し入れ) 乙は、駐車場使用契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条(契約終了時の明渡し義務) 契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場に明け渡さなければならない。

第12条(契約の解除) 乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場使用規約および規約もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。

第13条(その他特約事項)

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲(管理組合)

ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者)

蒲生 徳明

(駐車場使用にあたっての遵守事項)

- 1 駐車車両
- 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
- 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
- 管理組合の承認なしに、たとえ一両置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
- 自転車、バイク置場として使用しないこと
2 場内での運転マナー
- 場内では、管理組合の指示ならびに案内標識に従うこと
- 歩行者優先および徐行を徹底すること
- 指定の駐車区画の中央に正しく駐車し、駐車区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
- 防犯保安、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転や空ぶかし、警音の使用を避けること
- 五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
3 使用上の注意
- 使用時間は土日とする
- 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
- 場内は禁煙とする
- 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
- 車輛には必ず鍵を掛ける。貴重品は車内に放置しないこと
- カンクリ等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
- 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
- 事故等の発生
- 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
- 他車等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

(仮設駐車場を使用する際の追加遵守事項)

- 1 施設操作
- メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
- 車庫の大きさおよび構造は、釜底の積載容量を越えないものとする
- 装置には、車以外の物を乗せないこと
- 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
- 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび釜底周囲が安全であることを確認してから行うこと
- 装置の作動中は、危険な作業範囲に入らないこと
2 駐車方法
- 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に止め止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
- 急停止、急発進はしないこと
3 使用上の注意
- 車庫が壊損と被疑したときおよび釜底に異常を感じたときは、直ちに管理委員に連絡すること
- 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
- 集中煮沸、消毒その他、天災地災等不可抗力による駐車施設の洪水等に起因する車庫等の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車庫保険等への加入に努めること
4 仮設駐車場の操作
- 管理組合から貸与された仮設駐車場操作キーを自己責任で管理し使用者でなくなくなったときは直ちに返還すること
- 假使仮設駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 18

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費      2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費      4: 要請・陳情等活動費      5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費      ⑦: 事務所費      8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費      10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	令和4年5月30日	支出額	50,220円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所家賃(6月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

**領収書等貼付欄**

- ① 令和4年5月30日
- ② 100,000円      振り込み手数料440円
- ③ 事務所家賃(6月分)、振り込み手数料
- ⑤ 塩野 正行

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
10402	04-05-30	12:51	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			(使) 認証
お振込明細またはご案内			電信
お受取人 登録番号 0008 リオノ マサユキ様			
ご依頼人 電話番号 048-822-9606			印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
取扱番号 300050			

※ 宛  
※ 宛

使用すること。

※ 領収書等には、①左  
うな記載)、④発行者、 (印刷記号)など何に支出されたか分かるよ  
場場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借契約書

№ 25309  
担当者

賃貸人 以下甲という  
賃借人 以下乙という  
埼玉県議会公明党議員団

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	MRビル	(2階 2F 号室)
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2	(駐車場№. )
構造	RC造	地上 3階建
面積	2階	77.14㎡ (一坪)
	1階	一坪 (一坪)
	合計	79.14㎡ (一坪)

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	100,000円
礼金	100,000円	100,000円
管理費	無	無
その他		
合計額	100,000円	100,000円

(3) 賃料等の支払方法

支払方法 銀行振込 引落及び支払期日 翌月分を毎月末日までとする  
銀行名 支店名 (普・当)  
振込口座 口座番号 名義人

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3年間

(5) 使用目的 事務所 自動更新

(6) 管理会社

住所 賃主と同じ  
氏名  
TEL

(7) 特約事項

原契約の特約事項遵守の事。  
1. 退去時のクリーニングは賃借人の負担とする。退去時、賃借人はクリーニングの費用を現金で戻金として戻すこと。  
2. (1)～(5)にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同一とする。  
3. 契約期間の更新に際して、更新料として、新契約の1ヶ月分を前払方法にて支払うこと。以下余白

◎甲、乙及び丙は、本契約の全項目を熟読理解の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書2通を作成し各自署名、押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。  
◎甲が担保として提供した個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および貸借契約の締結を円滑に行う為、ご利用させていただきます。  
◎貸借契約の締結の為、また関連する各種サービス紹介の為に第三者に通知する場合がありますことを予めご了承ください。

契約年月日	2018年 5月 10日
住所	〒 [REDACTED]
氏名	[REDACTED]
現住所	〒 330-9301 埼玉県川口市南前川3-15-1
フリガナ	塩野正行
氏名	塩野正行
現住所	〒 333-0849 埼玉県川口市南前川2-21-10
フリガナ	塩野正行
氏名	塩野正行
勤務先名称/住所	〒 [REDACTED]
現住所	〒 [REDACTED]
フリガナ	塩野正行
氏名	塩野正行
勤務先名称/住所	〒 [REDACTED]

媒介業者  
国土交通大臣(4)第6346号  
免許番号 埼玉県川口市本町4丁目 [REDACTED]  
本社 埼玉県川口市本町4丁目 [REDACTED]

代表取締役  
山田 茂樹

株式会社 ミニ  
山田 茂樹

担当店 蔵店  
埼玉県川口市本町1丁目1-8みくにビル1F  
TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430- [REDACTED]  
店長 三浦 一将  
宅地建物取引士  
登録番号 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]



整理番号 19-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和4年5月30日	支出額	6,720円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	駐車場代(6月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

**領収書等貼付欄**

- ①令和4年5月30日
- ②13,000円 振り込み手数料440円
- ③駐車場代(6月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
10402	04-05-30	12:52	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥13,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		(印) 認 証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	円
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人

登録番号 0028

ご依頼人

ツオノ マサユキ様

電話番号 048-822-9606

取扱番号 400037

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 領収書等には、  
 うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されている場合は、余白に補記すること。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

(駐車場No. [redacted])

19-2 塩野 正行

# 駐車場 (自動車保管場所) 契約証書

所在地 川口市南前川二六、十五

車種プレートナンバー 採用車志名 ( ) 内第 号  
賃 料 壹ヶ月金志萬參附也

金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃借借の期間は令和三年十一月一日より令和四年九月末日迄向う拾壹ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金——金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なざざること。
- 第七条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を武通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する

令和三年十月二十日

貸主(甲) 住所 [redacted]  
氏名 [redacted]

借主(乙) 住所 川口市南前川二一、二一、一〇  
氏名 塩野 正行

仲介人 住所  
氏名

取引主任者 氏名  
登録番号





印

印



## 駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催促 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 18-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和4年6月1日	支出額	5,250円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(6月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			
⑤ 蒲生徳明			

領収書

四番館

1304 号室

202206210006940004130400256

2022年6月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書  
印紙税法  
第5条1項  
(別表1.17  
-2による)

但し 駐車場使用料

2022年6月分

上記の金額、正に領収いたしました

ガイ・シティ草加管理組合

(管理代行)  
株式会社 長谷工務店  
東京都港区芝2丁目6番1号  
長谷工務店  
組合会計1部 0120-009-226

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは  
無効と致します

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



整理番号	24
------	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	令和4年6月11日	支出額	1,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(6月分) (按分計算式 1か月5,000円×6/10(30日×60%=18日間)=3,000円) (充当金額 3,000円×1/2=1,500円)		

領収書等貼付欄

③政務活動専用車両 駐車場使用料6月分

⑤権守 幸男

収入印紙	収入  埼玉県春日部市藤塚339 TEL (048) 735-1457	領収印鑑
(1ヶ月) ¥ 5,000円		
自 4年 6 月 11 日 至 年 月 日		
この領収証は二年間使用し金銭受授の証明となるものです。大切に保管してください。		

4年 6 月分 3,000円
4年 6 月 11 日
受取
埼玉県春日部市藤塚339 TEL (048) 735-1457
年 月 分
年 月 日
受取りました。 印
年 月 分
年 月 日
受取りました。 印

# 駐車場所賃貸借契約書

よし

賃貸人 [ ] を甲とし、賃借人 権守 幸男 を乙として駐車場所の賃貸借について左記条項を双方承諾の上、賃貸借契約を締結する。

権守 幸男

- 第一条 甲は乙に対し後記場所をこの露天駐車場所として使用する目的のために賃貸し、乙はこれを賃借する。
- 第二条 賃貸借の期間は令和四年 六月 十一日から令和六年 六月 十日までの 一(一)年間とする。
- 第三条 乙は甲に対し本契約成立と同時に賃貸料の保証金として金 五千 円を支払うものとし、賃貸料の保証金には利息を付さず、甲は乙が後記第八条によつて後記場所を賃借時の原状に復して返還を完了した日から五日以内に乙に返還する。但し中途解約又はこの違約により契約を解除の場合は返還しない。
- 第四条 賃料は一月金 五千 円也とし、(一)ヶ月分)を甲の住所に現金で支払うか、又は左記の甲の普通貯金口座に振込する事。銀行名( )支店・口座( )名義( )但し、賃貸借料金については租税その他の公課の増減又は、近隣の賃貸借額に比較して不相当になつた場合は、甲の協議の上改訂できるものとする。
- 第五条 乙は賃借場所を駐車場所として使用するものとし、他の目的には使用できない。理由の如何を問わず車庫、物置、その他一切の工作物を建設してはならない。
- 第六条 乙は甲の書面による承諾なしに賃借場所についての賃借権を他に譲渡し、もしくは転賃してはならない。又理由の如何を問わず有料で他人に乙の場所を使用させてはならない。但し乙がこの顧客、取引先の車を五時間以内の短時間で無料で駐車をさせることについては甲は異議の申立をしない。
- 第七条 甲又は甲の代理人は保安上の必要がある場合、あるいは他の駐車車輛の通行が妨げられた場合には駐車場所のこの車輛に立入り、あるいは車輛を移動させることができる。
- 第八条 乙又はその関係者(使用人、従業員、運転者、同乗者、家族を含む)は駐車場所を使用するにつき甲の指示に従うとともに左の事項を遵守するものとする。
  - 一、この使用部分のみを使用し、他の者の使用部分を侵害しない。
  - 二、入口、選路等共用部分に駐車する等他の使用者の迷惑となる行為をしない。
  - 三、理由の如何を問わず危険物、悪臭を発する物品、汚れた物品、貴重物、貴重品を駐車場内に持ち込まない。又駐車場内では禁煙を厳守し絶対に火気を持ち込み又は使用しない。
  - 四、駐車場又は建物について造作修理等を加えたりして現状を劣悪しない。
  - 五、車輛は午前六時から午後十一時までの間に搬出あるいは格納し右以外の時間には立入らない。但し、甲の承諾をうけたときはこの限りではない。
  - 六、駐車場の鍵は乙において責任をもって保管し、かつ必要な施錠又は解錠をする。
- 第九条 乙又はこの関係者(使用人、従業員、運転者、同乗者、家族、顧客、取引先、その他これに準ずる者を含む)が駐車場又は付属設備について甲に損害を与えたときは乙は一切その賠償の責任を負う。
- 第十条 甲は駐車場に管理人を置かないところから駐車場所のこの車輛の管理はこの責任において行うものとし、甲は車輛及び付属品、燃料等積載品の盗難、火災、破損等について一切責任を負担しない。
- 第十一条 駐車場内に於て乙又はこの関係者が第三者に損害を与え、又は第三者から損害を蒙つたときにはその当事者間で問題を解決するものとし、甲はこれに関与しない。
- 第十二条 契約期間満了もしくは契約解除、もしくは解約により本契約が終了したときは乙は直ちに賃借場所を賃借時の原状に復して引渡すものとし、乙において右引渡し怠つた時は期間満了の日の翌日、又は解除解約の日から三日経過した日から明渡しまでに至るまで一日につき金 円の割合による選定預金金を甲に現金で支払う。なお搬出が一〇日以上遅延し甲が必要と認めたときは甲は自らこの車輛を搬出し、その費用及び保管費用を乙に請求することができる。
- 第十三条 契約期間中、甲がその駐車場を他の目的でやむを得ず必要となつた場合は、甲が乙に対し三ヶ月前にその旨を通告し、乙はそれに従い契約解除とし、甲に明け渡しをさせる事。
- 第十四条 乙が駐車場所を甲に返還しようとする場合は一ヶ月前までに、甲に申し出をすること。
- 第十五条 後記連帯保証人は乙と連帯して甲に対し、この契約に基づく一切の債務(前項の債務も含む)について保証の責任を負う。

以上 本契約を証するため本書二通を作成し甲、乙各一通、これを所持する。

令和四年 六月 十一日

住所

[ ]  
TEL [ ]

住所

春日部 香日部 春日部 香日部 香日部 香日部  
TEL [ ]

住所

連帯保証人

㊞

車輦番号

[ ]

春日部(豊野)駐車場組合



整理番号 33- /

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和4年6月27日	支出額	50,220円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所家賃(7月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円 × 1/2 = 50,220円)		

**領収書等貼付欄**

①令和4年6月27日

②100,000円    振り込み手数料440円

③事務所家賃(7月分)、振り込み手数料

⑤塩野 正行

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
10402	04-06-27	16:52	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		硬貨認証	
お振込明細またはご案内		電信	
お受取人	登録番号 0008		
ご依頼人	ツオノ マサユキ様		
	電話番号 048-822-9606	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済	
	取扱番号 600005		

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

※ 領収書等には、①年月日(別紙)の記載、④発行者、⑤の記載を余白に補記すること。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

ること。

※ 領収書等には、①年月日(別紙)の記載、④発行者、⑤の記載を余白に補記すること。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借契約書

貸借人	以下甲という
賃借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	ビル	( 2 階 2F 号室 )
		( 駐車場 No. )
所在地	埼玉県川口市南前川 2 丁目 22-2	
構造	RC 造	造 地下 〇 階 地上 3 階建
面積	2 階	77.14 ㎡ ( 一 坪 )
	1 階	一 ㎡ ( 一 坪 )
合計	79.14 ㎡	( 一 坪 )

(2) 賃料等その他

家賃	100,000 円	敷金	100,000 円
月額賃料	円	礼金	100,000 円
賃料	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合計額	100,000 円	賃料	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	( 普・当 )
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的 事務所 自動更新

(6) 管理会社

管理会社	住所	TEL
	氏名	

(7) 特約事項

原契約特約条項遵守の事。

- 退去時のクリーニングは賃借人の負担とする。退去時、室内清掃はラングス社に負担して原状回復すること。
- (1) ~ (6) にて変更した事項の外の事項は更新前の契約条件と同じとする。
- 契約期間の更新にあたり、更新料として、新築費の1ヶ月分を指定方法にて支払うこと。以下余白。

① 甲、乙及び丙は、本契約の全項目を精読の上合意し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書を3通を作成し各自署名、押印のうえ甲及び丙が各一通を保有する。

② 甲が調査した個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および貸借契約の締結を円滑に行う為に、ご利用させていただきます。

③ 貸借契約の締結の為、また関連する各種サービス紹介の為に第三者に通知する場合がありますことをご了承下さい。

契約年月日	2018年 5月 10日	
住所	〒 [Redacted]	
氏名	[Redacted]	
現住所	〒 330-9301 埼玉県川口市南前川 3-15-1	
フリガナ	坂本 正行	
氏名	埼玉県議会 公明党議員 塩野 正行	
現住所	〒 333-0849 川口市南前川 2-21-10	
フリガナ	塩野 正行	
氏名	TEL 048-265-5780 [Redacted]	
勤務先名称/住所	[Redacted]	
現住所	〒 [Redacted]	
フリガナ	[Redacted]	
氏名	TEL [Redacted]	
勤務先名称/住所	[Redacted]	

株式会社 ミニシティ

代表取締役 山田 義樹

媒介業者 国土交通大臣(4)第6346号  
免許番号 埼玉県川口市本町4丁目 [Redacted]

本店 埼玉県川口市本町4丁目 [Redacted]

TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430- [Redacted]

店長 三浦 一将

宅地建物取引士 [Redacted]

登録番号 [Redacted]

氏名 [Redacted]

相当店 蔵店  
埼玉県川口市本町1丁目1-8みくにビル1F

整理番号 34-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙


経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和4年6月27日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(7月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

### 領収書等貼付欄

- ①令和4年6月27日
- ②13,000円 振り込み手数料440円
- ③駐車場代(7月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

#### キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	*****	*****
取扱店	お取引日	時刻
10402	04-06-27	16:51
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥13,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		使認証 円

※ 令  
※ 令

使用すること。

お振込明細またはご案内  
お受取人  
ご依頼人  
登録番号 0028  
ツオノ マサキ様  
電話番号 048-822-9606  
取扱番号 600004  
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※ 領収書等には、①左  
うな記載)、④発行者  
※ 按分した場合は、積

」など何に支出されたか分かるよ  
場合は、余白に補記すること)。

(駐車場No. [redacted])

34-2

# 駐車場（自動車保管場所）契約証書

所在地 川口市南前川二六、十五

車種プレートナンバー 採用車 名称 ( ) 内第 号  
 賃料 君ヶ月金 金額 円也  
 金 金 ———— 円也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃借の期間は令和三年十一月一日より令和四年九月末日迄向う拾壹ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
  - 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一君ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金———金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
  - 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
  - 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
  - 第五条 甲又は甲の命する管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
  - 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なぞること。
  - 第七条 この車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
  - 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
  - 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
  - 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、君ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を貳通作成し甲乙双方署名捺印の上各管通を所持する

令和三年十月二十日

貸主(甲) 住所 [redacted]  
 氏名 [redacted]

借主(乙) 住所 川口市南前川二一、二一  
 氏名 塩野正行

仲介人 住所  
 氏名

取引主任者 氏名  
 登録番号



整理番号 39-1

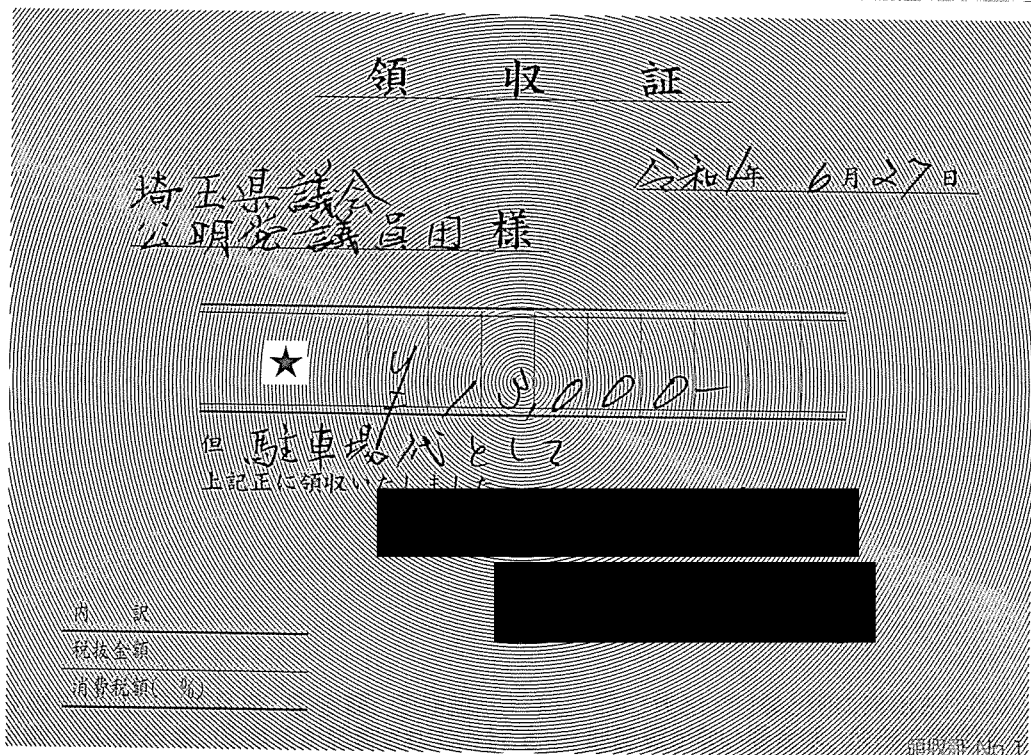
## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和4年6月27日	支出額	6,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(7月分、8月分) (按分計算式 13,000円×1/2=6,500円)		

**領収書等貼付欄**

- ①令和4年6月27日
- ③政務活動専用車両駐車場代として(7月分、8月分)
- ⑤石渡 豊




※ 毎  
うな

※ 按分した場合は、領収方法を示すに注意してください。


かるよ  
と)。

39-2 石渡 豊

## 駐車場使用契約書

貸主・ (以下「甲」という。)と借主・石渡豊 (以下「乙」という。)は、頭書(1)に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 駐車場の表示

所在地：上尾市弁財2-9 井上駐車場 指定場所：番

### 頭書(2) 契約期間

期 間：2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間

甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

### 頭書(3) 賃料(駐車場使用料)

賃 料：月額6,500円(消費税込み・2ヶ月払いを基本とする。)

甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証する為ため、本契約書を2部作成し、貸主・借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主 住所 

氏名  ●

乙・借主 住所 上尾市弁財2-7-8

氏名 石渡 豊 ●

整理番号 77-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	令和4年7月1日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(7月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄			
③政務活動専用車両 駐車場使用料7月分			

### 振込金受取書 (兼手数料受取書)

現金用

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

ご依頼日 2024年7月1日 振込指定日 年 月 日

お振込方法  電信文書  現金

お振込先 ▼金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。 農協 信連 銀行 信金 信組 漁協 ▼店舗名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。

お受取人 貯金種目 普通 当座 貯蓄 他 (左づめ) 口座番号

金額 ¥記号 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一 円 不要 0,000,000円

手数料(税込) 0,000円

手数料徴収区分  1.即納  2.後納  9.不要

フリガナ おなまえ 様へ

フリガナ おなまえ 深谷 顕史 様から

お電話 049-236-2566

必ずご記入ください。

おとろ 350-0015 川越市今泉 88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。  
この振込金受取書(兼手数料受取書)ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店

印紙税申告納  
付につき川越  
税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしないで当店において返却します。



現金類									
未決済小切手	枚								
貯金振替									

77-2

深谷 顕史

## 駐車場貸借契約書

平成 27 年 3 月 29 日

貸貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 
	氏名	[REDACTED]	
貸借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは貸借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内貸貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	貸借権譲渡禁止 貸借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	貸貸人 3ヶ月前予告 貸借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	貸貸人の定める管理規定によるほか貸貸人の指示による。	



整理番号 26-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和4年7月1日	支出額	5,250円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(7月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			
⑤蒲生徳明			

## 領 収 書

四番館

1304 号室

202207210006940004130400244

2022年7月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書  
印紙税法  
第5条1項  
(別表1.17  
-2による)

但し 駐車場使用料

2022年7月分

上記の金額、正に領収いたしました

ヴィ・シティ草加管理組合

(管理事務所)  
株式会社 長谷工コ  
東京都港区芝4丁目5番10号  
長谷工コ  
組合会計1部 0120-009-226

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは  
無効と致します

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合(以下「甲」という)とナンバー130の号車 区分別直着 蒲生 徳明 (以下「乙」という)とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条 (駐車区画) 乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

第2条 (契約車種) 乙が駐車する車種は次のとおりとする。

Table with 2 columns: Item (車名, 年式, 自動車登録番号, 五総排気量, 六外寸全長, 七車種重量) and Value (16号, 0.66L, 1, 339 mm, 147 mm, 162 mm, KE)

第3条 (使用目的) 乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条 (契約の変更) 乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条 (契約期間) 契約期間は、19年6月15日から19年6月15日までとし、契約期間更新等に関する特約]本マンションの管理規約、諸規約ならびに団地集会所決議事項に準ずるものとする。

第6条 (使用料) 使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。(支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。)

第7条 (喫煙、禁煙等の禁止) 乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条 (甲の責任範囲) 契約車種の駐車中もしくは入庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条 (乙の責任範囲) 乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条 (解約の申し入れ) 乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条 (契約終了時の明渡し義務) 契約期間の終了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を搬出し、駐車場で甲に明け渡さなければならない。

第12条 (契約の解除) 乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および規約もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項)

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日 甲(管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙(区分所有者) 戸-130の号車 蒲生 徳明

駐車場使用にあたっての遵守事項

- 1 登録車種 一 駐車場使用契約によって登録されている車種以外は駐車しないこと 二 登録されている車種の変更の際は、事前に管理組合に届け出る 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時的置きであっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと 四 自転車、バイク等として使用しないこと 2 場内での運転マナー 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと 二 歩行者優先および歩行を優先すること 三 指定の駐車区画の中央に正しく駐車し、隣接区画の車種の行動に支障のないよう留意すること 四 緊急停止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ぶかし、警備の使用を避けること 五 深夜・早朝の車の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと

3 使用上の注意

- 一 使用時間は禁日とすること 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと 三 場内は禁煙とすること 四 飲酒・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと 五 車内には必ず鍵差し、貴重品は車内に放置しないこと 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと 4 事故等の処理 一 駐車場の施設、設備を損壊または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと 二 他車種等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと [損壊した駐車券を使用する際の追加遵守事項]

1 撤去条件

- 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること 二 車種の大きさおよび重量は、設置の積載限度を超えないものとする 三 蓋内には、車以外の物を乗せないこと 四 蓋内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと 五 蓋内の操作は、蓋内に入らないことおよび蓋内扉が安全であることを確認してから行うこと 六 蓋内の作動中は、危険な状態で蓋内に入らないこと

2 駐車方法

- 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に駐車止めを当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと 二 急停止、急発進はしないこと

3 使用上の注意

- 一 車種が蓋内と接続したときおよび蓋内に異常を感じたときは、直ちに管理員に連絡すること 二 安全管理および蓋内の掃除、パレットを常時下げておくこと 三 集中豪雨、管管その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等起因する車種等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車種保険への加入に努めること 4 撤去した駐車券操作キー 一 管理組合から貸与された撤去式駐車券操作キーを自己責任で管理し使用できなくなったときは直ちに返還すること 二 撤去式駐車券操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 30-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

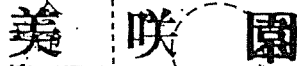
経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和4年7月9日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(7月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

領収書等貼付欄

- ③政務活動専用車両 駐車場使用料7月分
- ⑤権守 幸男

収  
入  
印  
紙

領収印鑑  
  
 埼玉県春日部市藤塚339  
 TEL (048) 735-1457

(1ヶ月) 5,000円

自 4年 6月 11日  
至 年 月 日

この領収証は二年間使用し金銭  
受授の証明となるものです。大  
切に保管してください。

4年 7 月分

4年 7 月 9 日

受取 美ま咲た。園®  
埼玉県春日部市藤塚339  
TEL (048) 735-1457

年 月 分

年 月 日

受取りました。®

賃借人 [ ] を甲とし、賃借人 権守世男を乙として駐車場所の賃借借について  
左記条項を双方承諾の上、賃借借契約を締結する。

- 第一条 甲は乙に対し後記場所を乙の露天駐車場として使用する目的のために賃借し、乙はこれを賃借する。
- 第二条 賃借借の期間は令和四年六月十一日から令和六年六月十日までの一(一)年間とする。
- 第三条 乙は甲に対し本契約成立と同時に賃借料の保証金として金 五(五)千円を支払うものとし、賃借料の保証金には利息を付せず、甲は乙が後記第八条によつて後記場所を賃借時の原状に復して返還を完了した日から五日以内に乙に返還する。但し中途解約又はこの違約により契約を解除の場合は返還しない。
- 第四条 賃料は一ヶ月金 五(五)千円也とし、( )ヶ月分を甲の住所に現金を支払うか、又は左記の甲の普通貯金口座に振込する事。銀行名( )支店・口座№( )名義( )、但し、賃借借料金については租税その他の公課の増減又は、近隣の賃借借額に比較して不相当になつた場合は、甲乙協議の上改訂できるものとする。
- 第五条 乙は賃借場所を駐車場所として使用するものとし、他の目的には使用できない。理由の如何を問わず車庫、物置、その他一切の工作物を建設してはならない。
- 第六条 乙は甲の書面による承諾なしに賃借場所についての賃借権を他に譲渡し、もしくは転賃してはならない。又理由の如何を問わず有料で他人に右場所を使用させてはならない。但し乙が乙の顧客、取引先の車を五時間以内の短時間内で無料で駐車させることについては甲は異議の申立をしない。
- 第七条 甲又は甲の代理人は保安上の必要がある場合、あるいは他の駐車車輛の通行が妨げられた場合には駐車場所のこの車輛に立入り、あるいは車輛を移動させることができる。
- 第八条 乙又はその関係者(使用人、従業員、運転者、同乗者、家族を含む)は駐車場所を使用するにつき甲の指示に従うとともに左の事項を遵守するものとする。
  - 一、乙の使用部分のみを使用し、他の者の使用部分を侵害しない。
  - 二、入口、通路等共用部分に駐停車する等他の使用者の迷惑となる行為をしない。
  - 三、理由の如何を問わず危険物、悪臭を発する物品、汚れた物品、重量物、貴重品を駐車場内に持ち込まない。又駐車場内では禁煙を厳守し絶対的に火気を持ち込み又は使用しない。
  - 四、駐車場又は建物について造作修理等を加えたりして現状を劣悪しない。
  - 五、車輛は午前六時から午後十一時までの間に搬出あるいは格納し右以外の時間には立入らない。但し、甲の承諾をうけたときはこの限りではない。
  - 六、駐車場の鍵は乙において責任をもって保管し、かつ必要な施錠又は解錠をする。
- 第九条 乙又は乙の関係者(使用人、従業員、運転者、同乗者、家族、顧客、取引先、その他これに準ずる者を含む)が駐車場又は付属設備について甲に損害を与えたときは乙は一切その賠償の責任を負ふ。
- 第十条 甲は駐車場に管理人を置かないところから駐車場所のこの車輛の管理はこの責任において行うものとし、甲は車輛及び付属品、燃料等積載品の盗難、火災、破損等について一切責任を負担しない。
- 第十一条 駐車場内に於て乙又は乙の関係者が第三者に損害を与え、又は第三者から損害を蒙つたときはその当事者間で問題を解決するものとし、甲はこれに関与しない。
- 第十二条 契約期間満了もしくは契約解除、もしくは解約により本契約が終了したときは乙は直ちに賃借場所を賃借時の原状に復して引渡すものとし、乙において右引渡し怠つた時は期間満了の日の翌日、又は解除解約の日から三日経過した日から明渡し済みに至るまで一日につき金 田の割合による遅延損害金を甲に現金で支払う。なお搬出が一日以上遅延し甲が必要と認めたときは甲は自らこの車輛を搬出し、その費用及び保管費用を乙に請求することができる。
- 第十三条 契約期間中、甲がその駐車場を他の目的でやむを得ず必要となつた場合は、甲が乙に対し二ヶ月前にその旨を通告し、乙はそれに従い契約解除とし、甲に明け渡しをする事。
- 第十四条 乙が駐車場所を甲に返還しようとする場合は一ヶ月前までに、甲に申し出をすること。
- 第十五条 後記連帯保証人は乙と連帯して甲に対し、この契約に基づき一切の債務(前項の債務も含む)について保証の責任を負ふ。

以上 本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙各一通、これを所持する。

令和四年六月十一日

住所 [ ]

甲

住所 [ ]

乙

住所 [ ]

住所 [ ]

住所 [ ]

住所 [ ]

住所 [ ]

住所 [ ]

住所 [ ]

住所 [ ]

住所 [ ]

住所 [ ]

住所 [ ]

住所 [ ]

住所 [ ]

住所 [ ]

住所 [ ]

住所 [ ]

住所 [ ]

住所 [ ]

住所 [ ]

住所 [ ]

車輛番号

トヨタ ルーミー (ミルパー)

春日部(豊野)駐車場組合

整理番号 30-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	令和4年7月27日	支出額	50,220円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃(8月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)
----	--

### 領収書等貼付欄

- ①令和4年7月27日
- ②100,000円      振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(8月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

※ 領収書は重ねて貼付しないこと  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない  
 (別紙には整理番号(枝番)を

### キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。  
 お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行  
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
36607	04-07-27	08:55	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		C認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内

お受取人  


登録番号 0001

コウメイトウケンキ"タ"ン ツオノ マサキ様

電話番号 048-265-5780

取扱番号 300001

印紙税申告納  
 付につき浦和  
 税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよ  
 うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

借 貸 借 契 約 書

質 貸 人	以下甲という
質 借 人	以下乙という

(1) 質貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	ビル	( 2 階 2F 号室 )
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2	( 駐 車 場 No. 一 )
構造	R/C造	造 地 下 〇 階 地 上 3 階 建
面積	79.14㎡ ( 二 階 ) 79.14㎡ ( 一 階 ) 79.14㎡ ( 一 階 )	
合計	79.14 ㎡ ( 一 坪 )	

(2) 質料等その他

返済	100,000円	敷 金	100,000円
月額	円	礼 金	100,000円
質料	円		円
貸料	円		円
料	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合計額	100,000円	償却	無

(3) 質料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	( 普 ・ 当 )
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間

2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的

事務所 自動更新

(6) 管理会社

管理者	住所 貸主と同じ
	氏名
	TEL

(7) 特約事項

原簿特約事項の表示  
 1、進捗時のルーメンクリニングは賃借人の負担とする。退去時、室内清掃はテナント本人負担にて原状回復すること。  
 1、(1) ~ (5) に変更した事項の外は更新前の契約条件と同じとする。  
 1、契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、新築費の1ヶ月分を指定方法にて支払うこと。以下空白。

◎甲、乙及び丙は、本契約の全項目を熟読理解の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書2通を作成し各自署名、押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。  
 ◎甲部屋探しにおいて、ご提供頂いた個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および貸借契約の締結を円滑に行う為にご利用させていただきます。  
 ◎貸借契約の締結の為、また関連する各種サービス等の紹介の為に第三者に通知する場合がありますことを予めご了承ください。

契約年月日 2018年 5月 10日

住 所	〒	年 月 日
氏 名		
現住所	〒330-9301	年 月 日
フリガナ	山田正行	年 月 日
氏 名	埼玉県議 山田正行	年 月 日
現住所	〒333-0849	年 月 日
フリガナ	植野正行	年 月 日
氏 名	埼玉県議 植野正行	年 月 日
勤務先 名称/住所	株式会社 植野正行	年 月 日
現住所	〒	年 月 日
フリガナ		年 月 日
氏 名		年 月 日
勤務先 名称/住所		年 月 日

媒介業者 国土交通大臣(4)第6346号  
 免許番号 埼玉県川口市本町4丁目1-8みくにビル1F  
 本店 埼玉県川口市本町4丁目1-8みくにビル1F  
 TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430-  
 店長 三浦 一将  
 宅地建物取引士  
 登録番号  
 氏名

株式会社 ミニ  
 山田 正行  
 代表取締役

整理番号 31-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費      2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費      10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和4年7月27日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	駐車場代(8月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)
----	---

**領収書等貼付欄**

- ① 令和4年7月27日
- ② 13,000円 振り込み手数料440円
- ③ 駐車場代(8月分)、振り込み手数料
- ⑤ 塩野 正行

※ 領収書は重ねて貼付しない  
 ※ 領収書を貼るスペースが足り  
 (別紙には整理番号(枝番

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
 お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行  
 お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████████	██████████
取扱店	お取引日	時刻
36607	04-07-27	08:55
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥13,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳		印紙税
(1万円)	(5千円)	(1千円)
万	千	円

お振込明細またはご案内 電話

お受取人 登録番号 0002

ご依頼人 ロウメイトウケンキタツ ツオノ マサユキ様

電話番号 048-265-5780 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

取扱番号 300002

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

(駐車場No. )

31-2 藪野 正行

# 駐車場 (自動車保管場所) 契約証書

所在地 川口市南前川二六、十五

車種プレートナンバー 採用車 名称 ( ) 内第 号  
賃料 壹ヶ月 金 壹 萬 参 仟 円 也  
金 金 ———— 円 也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃貸借の期間は令和三年十一月一日より令和四年九月末日迄向う壹ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金———金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命する管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なざること。
- 第七条 この車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を貳通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する

令和三年 十月二十日

貸主(甲) 住所 [Redacted]  
氏名 [Redacted]

借主(乙) 住所 川口市南前川二一、二、一〇  
氏名 藪野 正行

仲介人 住所  
氏名

取引主任者 住所  
氏名  
登録番号









98-2 深谷 顕史

## 駐車場貸借契約書

平成 31 年 3 月 29 日

貸貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 
	氏名	[REDACTED]	
貸借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは貸借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内貸貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	貸借権譲渡禁止 貸借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催促 解除
8	解約	貸貸人 3ヶ月前予告 貸借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	貸貸人の定める管理規定によるほか貸貸人の指示による。	

整理番号 27-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和4年8月1日	支出額	5,250円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(8月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			
⑤蒲生徳明			

領収書

四番館

1304 号室

202208240006940004130400253

2022年8月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書  
印紙税法  
第5条1項  
(別表1.17  
-2による)

但し 駐車場使用料

2022年8月分

上記の金額、正に領収いたしました

ヴィ・シティ草加管理組合

(管理棟) 印  
株式会社 長谷工  
東京都港区芝2丁目6番地  
長谷工建設株式会社  
組合会計1部 0120-009-226

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは  
無効と致します

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とメー3304号室区分所有権者 浦生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）  
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

第2条（契約車種）  
乙が駐車する車種は次のとおりとする。

一 所有者	浦生 徳明
二 車名（愛称）	アッパ
三 年式	16年
四 自動車登録番号	アブ
五 総排気量	0.65L
六 外寸全長	339 mm
七 車種重量	1080 kg
八 全幅	147 mm
九 全高	162 mm

第3条（使用目的）  
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車種の変更）  
乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合は、事前に書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）  
甲は、前項に掲げる車種を指定された駐車区画に駐車することが不適切であると判断するときは、直ちに駐車中止をさせることができる。

契約期間は、19年6月1日から19年6月1日までとする。  
（契約期間更新等に関する特別）本マンションの管理規約、指針則ならびに団地集会所管理規約に従うものとする。

第6条（使用料）  
使用料は、月額10,000円とする。乙は、毎月契約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（盗難、転貸等の禁止）  
乙は、専田の知向を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）  
契約車種の駐車中もしくは入庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じた場合、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）  
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）  
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）  
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）  
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および契約もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日

甲（管理組合）  
ヴィ・シティ草加管理組合  
理事長 柴本

乙（区分所有者）  
メー3304号室 浦生 徳明

- （駐車場使用にあたっての遵守事項）
- 1 駐車場使用契約による駐車場使用契約は、事前に管理組合に届け出る。
    - 一 駐車場使用契約によって変更されている車種以外の車種を駐車しないこと
    - 二 登録されている車種の盗難の際は、事前に管理組合に届け出る
    - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時置き置きであっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
    - 四 自転車、バイク、車として使用しないこと
  - 2 案内での運転マナー
    - 一 案内では、管理組合の指示ならびに案内標識に従うこと
    - 二 歩行者優先および歩行者を優先すること
    - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車種の行動に支障のないよう留意すること
    - 四 球状標識、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転を避けること
    - 五 深夜、早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
  - 3 使用上の注意
    - 一 使用時間は禁日とすること
    - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
    - 三 案内は整理とすること
    - 四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
    - 五 車庫内には必ず掃除し、貴重品は車内に放置しないこと
    - 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
    - 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
  - 4 事故等の処理
    - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
    - 二 他車種等との接触、衝突等の事故が発生した場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

- （樹木・駐車場使用に関する事項）
- 1 樹木操作
    - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
    - 二 車種の大きさおよび重量は、樹木の積載容量を超えないものとする
    - 三 樹木には、車以外の物を乗せないこと
    - 四 樹木内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
    - 五 樹木の操作は、樹木内に人がいないことおよび安全管理が安全であることを確認してから行うこと
    - 六 樹木の作動中は、危険な状態で樹木内に入らないこと
  - 2 駐車方法
    - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。右の中央部に進入し、直進に当てて駐車し、ハーフキングブレーキを引いておくこと
    - 二 急停止、急発進はしないこと
  - 3 使用上の注意
    - 一 車種が急激に揺動したときおよび急激に揺動を感じたときは、直ちに管理員に連絡すること
    - 二 安全管理および使用の都合上、ハット等を常時下げておくこと
    - 三 集中豪雨、雷その他、天災地変等不可抗力による駐車場の浸水等に起因する車種等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車種保険等への加入に努めること
  - 4 樹木・駐車場操作
    - 一 管理組合から貸与された樹木・駐車場操作キーを自己責任で管理し使用せず、なくなったときは直ちに返還すること
    - 二 樹木・駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 45-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和4年8月9日	支出額	50,220円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所家賃更新料、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)		

**領収書等貼付欄**

①令和4年8月9日

②100,000円    振り込み手数料440円

③事務所家賃更新料、振り込み手数料

本来2021年5月に支払うべきところ請求が漏れていたため、8月に支払った

⑤塩野 正行

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

**埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
10402	04-08-09	14:53	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	千円	円	

※ 領収書等には、①(うな記載)、④発行者

※ 按分した場合は、

用すること。

お振込明細またはご案内

お受取人 **三井住友銀行**

川口支店

普通 4143093

カ) ミニミニツヨウホク、ワラビテソ様

登録番号 0004

ツオノ マサユキ様

電話番号 048-822-9606

取扱番号 400016

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

※ 領収書等には、①(うな記載)、④発行者

※ 按分した場合は、

など何に支出されたか分かるよ場合は、余白に補記すること。

建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

KNO.

(1) 賃貸借の目的物

担当者: [REDACTED]

名称	MKビル		
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2		
構造・規模	鉄筋コンクリート	造	地下 [REDACTED] 階 地上 [REDACTED] 4階建
用途	事務所	階数	2階 2F 号室
契約面積	79.14 m <sup>2</sup>		

(2) 使用目的

事務所
-----

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2021年5月10日	から	3年
終期	2024年5月9日	まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 2ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	100,000円	内消費税等	-円
共益費(管理費)	月額	-円	内消費税等	-円
保証金(敷金)		100,000円	賃料の	1ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・数引				
		-円		-円
礼金		-円		
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月 末 日までに支払う		
	振込			
	振込先金融機関名・支店名	[REDACTED]	口座種別	普通
	口座番号	[REDACTED]	口座名義人・フリガナ	[REDACTED]
	振込手数料負担者	借主	持参先	

(5) 貸主

貸主	氏名	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

(6)連帯保証の極度額

極度額	2,400,000	円
-----	-----------	---

(7)更新料に関する事項

更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の	1	ヶ月分	・ <input type="checkbox"/>	円
--------	--	---	-----	----------------------------	---

特約条項

家賃債務保証業者利用 有 (保証会社名: )  
 【無】

- 退去時のルームクリーニング費用は、賃借人負担とする。
- 退去時、室内の造作については賃借人負担にて原状回復するものとする。
- 入居中の小規模な修繕(電球、蛍光灯、給水・排水栓(パッキン)の取替え等)は賃借人の負担とする。
- 事務所の使用において、室外に看板等の設置は禁止とする。

以下余白。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

4 年 8 月 12 日

貸主

住所

氏名

電話番号

借主

住所

氏名

電話番号

連帯保証人

住所

氏名

電話番号

極度額

2,400,000

円

※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

媒介業者

免許証番号	国土交通大臣(4)第6346号	業務に従ずる 事務所	株式会社ミニミニ城北 蕨店
免許年月日	2017年10月1日		〒335-0002 埼玉県蕨市塚越1丁目1-8
名称	株式会社ミニミニ城北		みくにビル1F
代表者氏名	代表取締役 山崎 茂樹		TEL:048-432-1932 FAX:048-430-6
主たる事務所 住所・電話	埼玉県川口市本町4丁目1番10号	店長	三浦 一将
	TEL:048-223-2311	宅地建物取引士	
		登録番号	

整理番号 37-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---


支出年月日	令和4年8月17日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(8月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

**領収書等貼付欄**

③政務活動専用車両 駐車場使用料8月分

⑤権守 幸男

収入  
印紙

領収印鑑  
  
 埼玉県春日部市藤塚339  
 TEL (048) 735-1457

(1ヶ月) ¥ 5,000円

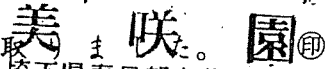
自 4年 6月 11日

至 年 月 日

この領収証は二年間使用し金銭受授の証明となるものです。大切に保管してください。

4年 8月分

4年 8月 17日

受取 

埼玉県春日部市藤塚339  
 TEL (048) 735-1457



賃借人 [ ] を甲とし、賃借人 榎守 幸男 を乙として駐車場所の賃借借について  
左記条項を双方承諾の上、賃借借契約を締結する。

- 第一条 甲はこれに対し後記場所をこの露天駐車場所として使用する目的のために賃借し、乙はこれを賃借する。
- 第二条 賃借借の期間は令和四年 六月十一日から令和六年 八月十日までの一(一)年間とする。
- 第三条 乙は甲に対し本契約成立と同時に賃借料の保証金として金 五千 円を支払うものとし、賃借料の保証金には利息を付さず、甲は乙が後記第八条によって後記場所を賃借時の原状に復して返還を完了した日から五日以内に乙に返還する。但し中途解約又はこの条約により契約を解除の場合は返還しない。
- 第四条 賃料は一月金 五千 円也とし、( )ヶ月分)を甲の住所に現金で支払うが、又は左記の甲の普通貯金口座に振込する事。銀行名( )支店・口座No( )名義( )、但し、賃借借料金については租税その他の公課の増減又は、近隣の賃借借額に比較して不相当になった場合は、甲乙協議の上改訂できるものとする。
- 第五条 乙は賃借場所を駐車場所として使用するものとし、他の目的には使用できない。理由の如何を問わず車庫、物置、その他一切の工作物を建設してはならない。
- 第六条 乙は甲の書面による承諾なしに賃借場所についての賃借権を他に譲渡し、もしくは転賃してはならない。又理由の如何を問わず有料で他人に右場所を使用させてはならない。但し乙がこの顧客、取引先の車を五時間以内の短時間で無料で駐車させることについては甲は異議の申立をしない。
- 第七条 甲又は甲の代理人は保安上の必要がある場合、あるいは他の駐車車輛の通行が妨げられた場合には駐車場所のこの車輛に立ち入り、あるいは車輛を移動させることができる。
- 第八条 乙又はその関係者(使用人、従業員、運転者、同乗者、家族を含む)は駐車場所を使用するにつき甲の指示に従うとともに左の事項を遵守するものとする。
  - 一、この使用部分のみを使用し、他の者の使用部分を侵害しない。
  - 二、入口、通路等共用部分に駐車する等他の使用者の迷惑となる行為をしない。
  - 三、理由の如何を問わず危険物、悪臭を發する物品、汚れた物品、重量物、貴重品を駐車場内に持ち込まない。又駐車場内では禁煙を遵守し絶対に火気を持ち込み又は使用しない。
  - 四、駐車場又は建物について造作修理等を加えたりして現状を変更しない。
  - 五、車輛は午前六時から午後十一時までの間に搬出あるいは格納し右以外の時間には立ち入らない。但し、甲の承諾をうけたときはこの限りではない。
  - 六、駐車場の鍵は乙において責任をもって保管し、かつ必要な複製又は解錠をする。
- 第九条 乙又は乙の関係者(使用人、従業員、運転者、同乗者、家族、顧客、取引先、その他これに準ずる者を含む)が駐車場所又は付属設備について甲に損害を与えたときは乙は一切その賠償の責任を負う。
- 第十条 甲は駐車場に管理人を置かないところから駐車場所のこの車輛の管理はこの責任において行うものとし、甲は車輛及び付属品、燃料等積載品の盗難、火災、破壊等について一切責任を負担しない。
- 第十一条 駐車場内に於て乙又は乙の関係者が第三者に損害を与え、又は第三者から損害を蒙つたときにはその当事者間で問題を解決するものとし、甲はこれに関与しない。
- 第十二条 契約期間満了もしくは契約解除、もしくは解約により本契約が終了したときは乙は直ちに賃借場所を賃借時の原状に復して引渡すものとし、乙において右引渡し愈つた時は期間満了の日の翌日、又は解除解約の日から三日経過した日から明渡しまでに至るまで一日につき金 円の割合による遅延損害金を甲に現金で支払う。なお搬出が一〇日以上遅延し甲が必要と認めたときは甲は自らこの車輛を搬出し、その費用及び保管費用を乙に請求することができる。
- 第十三条 契約期間中、甲がその駐車場を他の目的でやむを得ず必要となった場合は、甲がこれに対し二ヶ月前にその旨を通告し、乙はそれに従い契約解除とし、甲に明け渡しをする事。
- 第十四条 乙が駐車場所を甲に返還しようとする場合は一ヶ月前までに、甲に申し出をすること。
- 第十五条 後記連帯保証人は乙と連帯して甲に対し、この契約に基づく一切の債務(前項の債務も含む)について保証の責任を負う。

以上 本契約を証するため本書二通を作成し甲、乙各一通、これを所持する。

令和四年 六月 十一日

住所

[ ] 甲

住所

春日部市榎守 幸男 乙

住所

連帯保証人

記

車輛番号

トヨタ ルーミー (シルバー)

春日部(豊野)駐車場組合

整理番号 38- /

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p style="text-align: center;"><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和4年8月17日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(9月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

**領収書等貼付欄**

③政務活動専用車両 駐車場使用料9月分

⑤権守 幸男

8/17 支払 5,000円

※ 領収書等貼付すること。

4年 9月分

---

4年 8月17日

受取 **美し咲園**

埼玉県春日部市藤塚339  
TEL (048)735-1457

年 月分

---

年 月 日

受取りました。 ㊦

---

年 月分

---

年 月 日

受取りました。 ㊦

ること。

※ 領収書等には、①年(うな記載)、④発行者、※ 按分した場合は、積

に支出されたか分かるよ余白に補記すること。

賃借人 [ ] を甲とし、賃借人 権守 幸男 を乙として駐車場所の賃借借について  
左記条項を双方承諾の上、賃借借契約を締結する。

- 第一条 甲は乙に対し後記場所をこの露天駐車場として使用する目的のために賃借し、乙はこれを賃借する。
- 第二条 賃借借の期間は令和四年六月十一日から令和六年六月十日までの二(二)年間とする。
- 第三条 乙は甲に対し本契約成立と同時に賃借料の保証金として金 五(五)千 円を支払うものとし、賃借料の保証金には利息を付さず、甲は乙が後記第八条によって後記場所を賃借時の原状に復して返還を怠りした日から五日以内に乙に返還する。但し中途解約又はこの違約により契約を解除の場合は返還しない。
- 第四条 賃料は一月金 五(五)千 円也とし、( )ヶ月分)を甲の住所に現金で支払うか、又は左記の甲の普通貯金口座に振込する事。銀行名( )支店・口座No( )名義( )但し、賃借借料金については租税その他の公課の増減又は、近隣の賃借借額に比較して不当になった場合は、甲乙協議の上改訂できるものとする。
- 第五条 乙は賃借場所を駐車場所として使用するものとし、他の目的には使用できない。理由の如何を問わず車庫、物置、その他一切の工作物を建設してはならない。
- 第六条 乙は甲の書面による承諾なしに賃借場所についての賃借権を他に譲渡し、もしくは転賃してはならない。又理由の如何を問わず有料で他人に右場所を使用させてはならない。但し乙がこの顧客、取引先の車を五時間以内の短時間で無料で駐車させることについては甲は異議の申立をしない。
- 第七条 甲又は甲の代理人は保安上の必要がある場合、あるいは他の駐車車輛の運行が妨げられた場合には駐車場所のこの車輛に立ち入り、あるいは車輛を移動させることができる。
- 第八条 乙又はその関係者(使用人、従業員、運転者、同業者、家族を含む)は駐車場所を使用するにつき甲の指示に従うとともに左の事項を厳守するものとする。
  - 一、この使用部分のみを使用し、他の者の使用部分を侵害しない。
  - 二、入口、通路等共用部分に駐車する等他の使用者の迷惑となる行為をしない。
  - 三、理由の如何を問わず危険物、悪臭を発生する物品、汚れた物品、重量物、貴重品を駐車場内に持ち込まない。又駐車場内では禁煙を厳守し絶対に火気を持ち込み又は使用しない。
  - 四、駐車場又は建物について造作修理等を加えたりして現状を悪変しない。
  - 五、車輛は午前六時から午後十一時までの間に搬出あるいは格納し右以外の時間には立ち入らない。但し、甲の承諾をうけたときはこの限りではない。
  - 六、駐車場の鍵は乙において責任をもって保管し、かつ必要な複製又は解錠をする。
- 第九条 乙又は乙の関係者(使用人、従業員、運転者、同業者、家族、顧客、取引先、その他これに準ずる者を含む)が駐車場又は付属設備について甲に損害を与えたときは乙は一切その賠償の責任を負う。
- 第十条 甲は駐車場に管理人を置かないところから駐車場所のこの車輛の管理はこの責任において行うものとし、甲は車輛及び付属品、燃料等積載品の盗難、火災、破損等について一切責任を負担しない。
- 第十一条 駐車場内に於て乙又は乙の関係者が第三者に損害を与え、又は第三者から損害を蒙ったときにはその当事者間で問題を解決するものとし、甲はこれに関与しない。
- 第十二条 契約期間満了もしくは契約解除、もしくは解約により本契約が終了したときは乙は直ちに賃借場所を賃借時の原状に復して引渡すものとし、乙において右引渡し怠った時は期間満了の日の翌日、又は解除解約の日から三日経過した日から明渡し済みに至るまで一日につき金 円の割合による遅延損害金を甲に現金で支払う。なお搬出が一〇日以上遅延し甲が必要と認めたとときは甲は自らこの車輛を搬出し、その費用及び保管費用を乙に請求することができる。
- 第十三条 契約期間中、甲がその駐車場を他の目的でやむを得ず必要となった場合は、甲が乙に対し三ヶ月前にその旨を通告し、乙はそれに従い契約解除とし、甲に明け渡しをする事。
- 第十四条 乙が駐車場所を甲に返還しようとする場合は一ヶ月前までに、甲に申し出をすること。
- 第十五条 後記連帯保証人は乙と連帯して甲に対し、この契約に基づき一切の債務(前項の債務も含む)について保証の責任を負う。

以上 本契約を証するため本書二通を作成し甲、乙各一通、これを所持する。

令和四年 六月 十一日

住所 [ ] 甲  
 住所 春日部市榎木三丁目 [ ] 乙 権守 幸男  
 住所 [ ] 連帯保証人

記 車輛番号 トヨタ ルーミー (ミルビー)

春日部(豊野)駐車場組合

整理番号 67-1

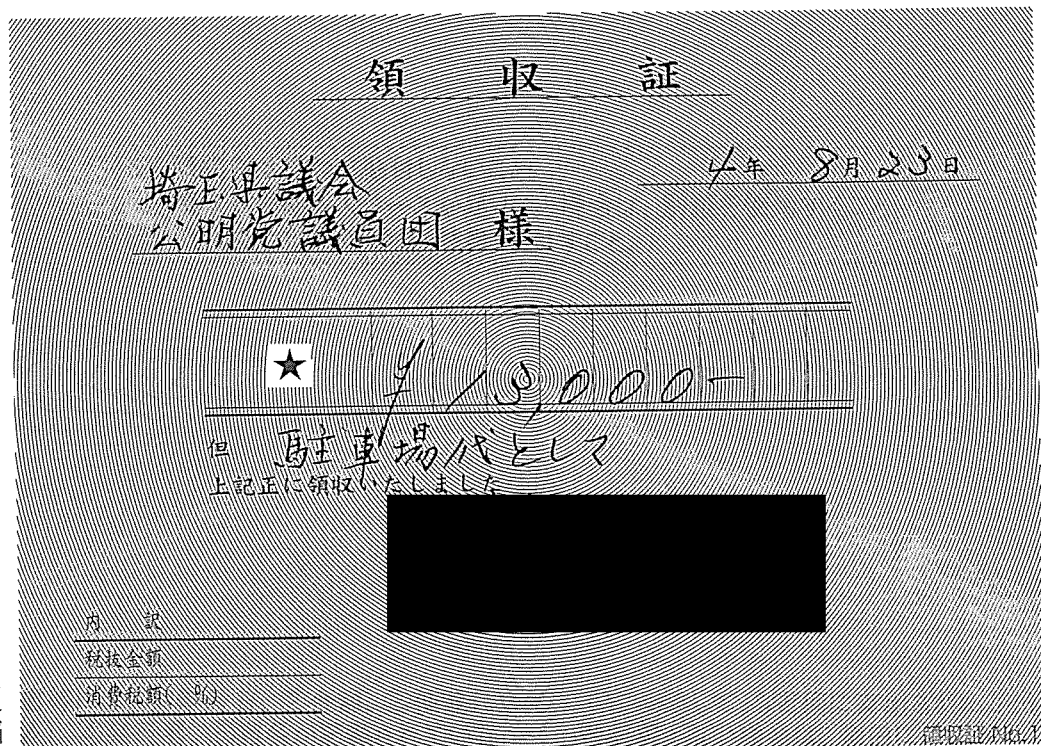
## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】                  1:調査研究費    2:グループ活動費                  【広聴・広報活動費】                  3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費                  【経常的経費】                  6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費                  9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
---	---

支出年月日	令和4年8月23日	支出額	6,500円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(9月分、10月分) (按分計算式 13,000円×1/2=6,500円)		

**領収書等貼付欄**

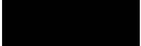
- ①令和4年8月23日
- ③政務活動専用車両駐車場代として(9月分、10月分)
- ⑤石渡 豊



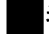
※ 領収書は、領収金額と消費税率(%)を記載し、領収書控えと併せて提出してください。

るよ  
)。

## 駐車場使用契約書

貸主・（以下「甲」という。）と借主・石渡豊（以下「乙」という。）は、頭書（1）に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

### 頭書（1）駐車場の表示

所在地：上尾市弁財2-9 井上駐車場 指定場所：番

### 頭書（2）契約期間

期 間：2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間  
甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

### 頭書（3）賃料（駐車場使用料）

賃 料：月額6,500円（消費税込み・2ヶ月払いを基本とする。）

甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証する為ため、本契約書を2部作成し、貸主・借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主 住所



氏名

乙・借主 住所

上尾市弁財2-7-8

氏名

石渡 豊



整理番号 43-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	令和4年8月31日	支出額	50,220円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃(9月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円×1/2=50,220円)
----	--

領収書等貼付欄

- ①令和4年8月31日
- ②100,000円      振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(9月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
10402	04-08-31	17:28	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 円	

お振込明細またはご案内      電信

お受取人  
[Redacted]

登録番号 0008

ご依頼人  
ツオノ マサユキ様

電話番号 048-822-9606

取扱番号 500005

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

別紙を使用すること。

※ 領収書等に  
うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借契約書

KNo. 26309  
担当者

賃貸人	以下甲という
賃借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	麻ビル	( 2 階 2F 号室 ) ( 駐車場No. 一 )
所在地	埼玉県川口市前川2丁目22-2	
構造	RC造	造 地下 0 階 地上 3 階建
面積	2 階	79.14㎡ ( 一坪 )
	1 階	一坪 ( 一坪 )
面積	1 階	一坪 ( 一坪 )
合計	79.14	㎡ ( 一坪 )

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	100,000円
礼金	100,000円	100,000円
月額賃貸料	100,000円	100,000円
敷金	100,000円	100,000円
礼金	100,000円	100,000円
借料	100,000円	100,000円
合計額	100,000円	100,000円

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	( 普・当 )
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的 事務所 自動更新

(6) 管理会社

管理者	住所	貸主と同じ
	氏名	
	TEL	

(7) 特約事項

原簿地権者等関係事項  
1. 退室時のカーペットクリーニングは賃借人の負担とする。退室時、室内施作は子シタリカ人負担にて原状回復すること。  
2. (1) ~ (5) にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同一とする。  
3. 契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、前貸主の1ヶ月分を指定方法にて支払うこと。以下空白。

①甲、乙及び丙は、本契約の全項目を熟読理解の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書を添付し各自署名、捺印の上、甲及び乙が各一通を保有する。  
②本契約締結しにおいて、甲が提供した個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および貸借借契約の締結を目的として、ご利用させていただきます。  
③貸借借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合がありますことをご了承下さい。

契約年月日	2018年 5月 10日	
住所	〒 [REDACTED]	
氏名	[REDACTED]	
現住所	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県議 48-822-9606	
フリガナ	坂本 正行	
氏名	埼玉県議 48-822-9606	
現住所	〒333-0849 川口市前川2-21-10	
フリガナ	塩野 正行	
氏名	TEL 048-265-5780	
勤務先名称/住所	[REDACTED]	
現住所	〒 [REDACTED]	
フリガナ	[REDACTED]	
氏名	[REDACTED]	
勤務先名称/住所	[REDACTED]	

媒介業者  
国土交通大臣(4)第6346号  
埼玉県川口市本町4丁目 [REDACTED]  
山田 茂樹  
代表取締役

株式会社 ミニ  
山田 茂樹  
代表取締役

担当店  
埼玉県蕨市塚越1丁目1-8みくにビル1F  
TEL: 048-462-1932 FAX: 048-430  
店長 三浦 一将  
宅地建物取引士  
登録番号 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]

整理番号 44-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費	
9:資料購入・作成費    10:交通費	

支出年月日	令和4年8月31日	支出額	6,720円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(9月分)、振り込み手数料 (按分計算式 13,440円×1/2=6,720円)		

**領収書等貼付欄**

①令和4年8月31日  
 ②13,000円 振り込み手数料440円  
 ③駐車場代(9月分)、振り込み手数料  
 ⑤塩野 正行

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	██████████	*****
取扱店	お取引日	時刻
10402	04-08-31	17:29
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥13,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
お振込明細またはご案内		電信
お受取人	登録番号 0028	
ご依頼人	ソノ マサユキ様	
	電話番号 048-822-9606	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済 *****
	取扱番号 600004	

※ 領収書等には、①年月  
うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



(駐車場No. [redacted])

4-2 衛野 正行

# 駐車場 (自動車保管場所) 契約証書

所在地 川口市南前川二六、十五

車種プレートナンバー 採用車 名称 ( ) 内第 号  
賃料 壹ヶ月金 壹萬 叁 仟 円 也

金 金 ———— 円 也 (無利息の約定)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第一条 賃借借の期間は 令和三年十一月一日より令和四年九月末日迄向う拾壹ヶ月とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。
- 第二条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一壹ヶ月なりとも滞納せる場合は、権利金 ———— 金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第三条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第四条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
- 第五条 甲又は甲の命する管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第六条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第七条 この車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第八条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第九条 駐車場内には建物及び電気水道等その他の工作物は一切設置してはならない。
- 第十条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 特約条項 明渡に際しては甲乙双方共何等要求はしない事とする。

右契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する

令和三年 十月 二十 日

貸主(甲) 住所 [redacted]  
氏名 [redacted]

借主(乙) 住所 川口市南前川二一、二、一〇  
氏名 衛野 正行

仲介人 住所  
氏名

取引主任者 氏名  
登録番号



印

印

整理番号 121-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費	
9:資料購入・作成費      10:交通費	

支出年月日	令和4年9月1日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(9月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄			
③政務活動専用車両 駐車場使用料9月分			

### 振込金受取書 (兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

現金用

ご依頼日 04年09月01日 振込指定日 年 月 日

お振込方法  電信 文書

▼金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。 農協 信連 銀行 信金 信組 漁協

▼店名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。

お振込先

お受取人

貯金種目 普通 当座 貯蓄 他 (左づめ)

口座番号

金額 ￥記号 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一 円

5,000円

手数料(税込) 円

手数料徴収区分 9 1.即納 2.後納 9.不要

フリガナおなまえ

様へ

フリガナおなまえ

フカヤケンシ

お電話 049-236-2566

必ずご記入ください。

おところ 深谷 顕史 様から 〒350-0015 川越市今泉 88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。  
この振込金受取書(兼手数料受取書)ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

印紙税申告納付につき川越税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしないで当店において返却します。

現金類									
未決済小切手	枚								
貯金振替									

123-2

## 駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED]	印鑑  ●
	TEL	[REDACTED]	
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14	印鑑  ●
	TEL	049 - 236 - 2566	
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 28-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】                  1: 調査研究費    2: グループ活動費                  【広聴・広報活動費】                  3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費                  【経常的経費】                  6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費                  9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
---	---

支出年月日	令和4年9月1日	支出額	5,250円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(9月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">領収書等貼付欄</div>			
⑤ 蒲生徳明			

# 領 収 書

四番館

1304 号室

202209210006940004130400266

2022年9月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書  
印紙税法  
第5条1項  
(別表1.17  
-2による)

但し 駐車場使用料

2022年9月分

上記の金額、正に領収いたしました

ヴィ・シティ草加管理組合

(管理事務) 株式会社 長谷工  
東京都港区芝浦1-10-1  
長谷 建設株式会社  
組合会計1部 0120-009-226

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは  
無効と致します

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

# 駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とヤ-1304号車区分所有者 藤生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）  
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No.	[Redacted]		
第2条（契約車種）	乙が駐車する車種は次のとおりとする。		
一 所有者	藤生 徳明		
二 車名（愛称）	[Redacted]		
三 年式	16年		
四 自動車登録番号	[Redacted]		
五 総排気量	0.656	l	mm
六 外寸全長	339	mm	全幅 1470 mm 全高 1620 mm
七 車種重量	1050	kg	

第3条（使用目的）  
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車種の変更）  
乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合は、事前に甲に通知し、甲の同意を得なければならない。

第5条（契約期間）  
契約期間は、19年6月15日から19年6月18日までとする。

第6条（使用料）  
使用料は、月額10,000円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（盗難、転貸等の禁止）  
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）  
契約車種の駐車中もしくは入出庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じた場合、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）  
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他の関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（契約の申し入れ）  
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し）  
契約期間満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）  
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他の関係者が、駐車場使用規則および規約もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないが、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日

甲（管理組合）  
ヴィ・シティ草加管理組合  
理事長 柴本

乙（区分所有者）  
ヤ-1304号車 藤生 徳明

- （駐車場使用にあたっての遵守事項）
- 1 駐車車両
    - 一 駐車場所使用契約によって登録されている車種以外を駐車しないこと
    - 二 登録されている車種の重量の制限は、事前に管理組合に届け出る
    - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時的置きであっても、契約車種以外の車両を駐車しないこと
    - 四 自転車、バイク等を駐車して使用しないこと
  - 2 場内での運転マナー
    - 一 場内では、管理組合の指示ならびに案内標識に従うこと
    - 二 歩行者優先および歩行者を優先すること
    - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車種の行動に支障のないよう留意すること
    - 四 保険料、駐車禁止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、警告の使用を避けること
    - 五 深夜・早朝の車の出入りは、居住者の迷惑にならないよう前かに行うこと
  - 3 使用上の注意
    - 一 使用時間は平日とすること
    - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは前進にて行うこと
    - 三 車内は禁煙とすること
    - 四 飲酒・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
    - 五 車庫には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
    - 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
    - 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
  - 4 事故等の処理
    - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
    - 二 他車種等との接触、衝突等の事故が発生した場合は、当事者間で解決し、紛争の発生等を管理組合へ申し出ないこと

- （機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項）
- 1 機械式操作
    - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
    - 二 車庫の大きさおよび重量は、設置の積載限度を超えないものとする
    - 三 設置には、車以外の物を寄せないこと
    - 四 設置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
    - 五 設置の操作は、設置内に人がいないことおよび設置面積が安全であることを確認してから行うこと
    - 六 設置の作動中は、危険な状態で設置内に入らないこと
  - 2 駐車方法
    - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは前進にて行うこと、台の中央部に当てて駐車し、バックブレーキを引いておくこと
    - 二 急停止、急発進はしないこと
  - 3 使用上の注意
    - 一 車庫が満員と判断したときおよび満員に異常を感じたときは、直ちに管理委員に連絡すること
    - 二 安全管理および使用の都合上、バックを常時下げおくこと
    - 三 集中豪雨、雷等その他、天候現象等不可抗力による駐車場の浸水等に起因する車庫等の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車庫保険等への加入に努めること
  - 4 機械式駐車場操作手
    - 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で管理し使用者でなくなくなったときは直ちに返還すること
    - 二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 57-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費      2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費      10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和4年9月26日	支出額	50,220円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所家賃(10月分)、振り込み手数料 (按分計算式 100,440円 × 1/2 = 50,220円)		

**領収書等貼付欄**

- ①令和4年9月26日
- ②100,000円      振り込み手数料440円
- ③事務所家賃(10月分)、振り込み手数料
- ⑤塩野 正行

※ 領収書は重ねて貼付しないこと  
 ※ 領収書を貼るスペースが足り  
 (別紙には整理番号(枝番))

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
 お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行  
 お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
10402	04-09-26	17:03	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥100,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		印紙税	認
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	

お振込明細またはご案内 電信

お受取人

登録番号 0008

ご依頼人 コウメイトウケンキタノ様

電話番号 048-822-9606

取扱番号 600004

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しております。 →

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借契約書

管理番号	26309
担当者	以下甲という
賃借人	以下乙という
管理会社	埼玉県議会公明党議員団

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	MKビル	( 2 階 2F 号室 )
所在地	埼玉県川口市南前川2丁目22-2	( 駐車場No. 一 )
構造	RC造	造 地下 0 階 地上 3 階建
面積	79.14㎡	2 階 ( 一坪 )
		1 階 ( 一坪 )
		1 階 ( 一坪 )
合計	79.14	㎡ ( 一坪 )

(2) 賃料等その他

家賃	100,000円	敷金	100,000円
礼金	100,000円	礼金	100,000円
管理費	0円	仲介手数料	0円
保証料	0円	印紙税	0円
その他	0円	その他	0円
合計額	100,000円	償却	無

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	銀行振込	引落及び支払期日	翌月分を毎月末日までとする
振込口座	銀行名	支店名	( 普・当 )
	口座番号	名義人	

(4) 契約期間 2018年05月10日 より 2021年05月09日 までの 3 年間

(5) 使用目的 事務所 自動更新

(6) 管理会社

管理者	住所	貸主と同じ
	氏名	
	TEL	

(7) 特約事項

原簿の特約事項を継承する事  
 1、退去時のクリーニングは賃借人の負担とする。退去時、室内清掃はテナント本人負担にて原状回復すること。  
 1、(1)～(5)にて変更した事項の外は更新前の契約条件と同じとする。  
 1、契約期間の更新にあたり、乙は更新料として、新賃金の1ヶ月分を指定方法にて支払うこと。以下空白。

◎甲、乙及び丙は、本契約の全項目を熟読理解の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本書2通を作成し各自署名、押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。  
 ◎甲が署名、押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。  
 ◎甲が署名、押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。  
 ◎甲が署名、押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。

契約年月日	2018年 5月 10日	
住所	〒 [ ]	
氏名	[ ]	
現住所	〒330-9301 埼玉県浦和市高砂3-15-1	48-822-9606
フリガナ	塩野正行	埼玉県議 議員
氏名	塩野正行	TEL 048-265-5780
現住所	〒333-0849 埼玉県浦和市南前川2-21-10	
フリガナ	塩野正行	続柄 ( )
氏名	塩野正行	昭和38年1月/日生
勤務先		
名称/住所		
現住所		
フリガナ		続柄 ( )
氏名		年 月 日生
勤務先		
名称/住所		

媒介業者

免許番号 国土交通大臣(4)第6346号

本社 埼玉県川口市本町4丁目

山田 茂樹

代表取締役

株式会社ミニ

山田 茂樹

代表取締役

担当店

埼玉県蕨市塚越1丁目1-8みくにビル1F

TEL: 048-432-1932 FAX: 048-430-

店長 三浦 一将

宅地建物取引士

登録番号

氏名



山田 茂樹

代表取締役

整理番号 49-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
---	---

支出年月日	令和4年10月3日	支出額	5,250円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(10月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			
⑤蒲生徳明			

# 領 収 書

四番館

1304 号室

202210200006940004130400453

2022年10月3日

蒲 生 徳 明 様

¥10,500-

非課税文書  
印紙税法  
第5条1項  
(別表1.17  
-2による)

但し 駐車場使用料

2022年10月分

上記の金額、正に領収いたしました

グイ・シティ草加管理組合

(管理代行)  
株式会社 長谷工務店  
東京都港区芝2丁目6番1号  
長谷工務店  
組合会計1部 0120-009-226

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは  
無効と致します

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合(以下「甲」という)とゾー1304号室区分所有者 蒲生 徳明 (以下「乙」という)とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約(以下「本契約」という)を締結する。

- 第1条 (駐車区画) 乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。 駐車区画 No. [redacted]
第2条 (契約車輛) 乙が駐車する車輛は次のとおりとする。
一 所有者 [redacted]
二 車名(愛称) [redacted]
三 年式 [redacted]
四 自動車登録番号 [redacted]
五 総排気量 0.656 L
六 外寸全長 339 mm 全幅 147 mm 全高 162 mm
七 車輛重量 1,080 kg

第3条 (使用目的) 乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条 (車輛の変更) 乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条 (契約期間) 契約期間は、19年6月15日から19年6月18日までとす。[redacted]

第6条 (使用料) 使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。(支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。)

第7条 (感電、転貸等の禁止) 乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条 (甲の責任範囲) 契約車輛の駐車中もしくは出入庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条 (乙の責任範囲) 乙またはその同居人、使用人、同業者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または出入庫中の他の車輛と接触を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条 (解約の申し入れ) 乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条 (契約終了時の明渡し義務) 契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場で甲に明付渡さなければならない。

第12条 (契約の解除) 乙またはその同居人、使用人、同業者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項)

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日

甲 (管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙 (区分所有者) ゾー1304号室 蒲生 徳明

(駐車場使用にあたっての遵守事項)

- 1 登録車輛
一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
四 自転車、バイク置場として使用しないこと
2 場内での運転マナー
一 場内では、管理組合の指示ならびに標識・標線に従うこと
二 歩行者優先および徐行を徹底すること
三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
四 環境保全、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ぶかし、警笛の使用を避けること
五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
3 使用上の注意
一 使用時間は終日とする
二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
三 場内は禁煙とする
四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
五 車輛には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
4 事故等の処理
一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
二 他車輛等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

(機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項)

- 1 機械操作
一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
二 車庫の大きさおよび重量は、設置の積載限度を超えないものとする
三 設置には、車以外の物を乗せないこと
四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび設置周囲が安全であることを確認してから行うこと
六 装置の作動中は、危険なので装置内に入らないこと
2 駐車方法
一 駐車を本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に入れ止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
二 急停止、急発進はしないこと
3 使用上の注意
一 車庫が濡れたり接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
三 集中豪雨、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等に起因する車輛の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車庫保険等への加入に努めること
4 機械式駐車場操作手一
一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作手一を自己責任で管理し使用者でなくなるときは直ちに返還すること
二 機械式駐車場操作手一を紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 147-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和4年10月4日	支出額	2,500円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(10月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄			
③政務活動専用車両 駐車場使用料10月分			

### 振込金受取書 (兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

現金用

4年10月4日    年 月 日    電信文書

▲金融機関名(漢字・左づめ)先頭から7文字分ご記入ください。    農協 信連 銀行 信金 信組 漁協    ▼店舗名(漢字・左づめ)先頭から9文字分ご記入ください。

お受取人

普通 当座 貯蓄 他 (左づめ)

¥記号 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一

不要 0,000,000 円    手数料(税込) 0,000 円

手数料徴収区分 9 1.即納 2.後納 9.不要

(カタカナ・左づめ)濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。

様へ

ご依頼人

フカヤケンシ    049-236-2566

(カタカナ・左づめ)濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。    必ずご記入ください。

深谷 顕史    様から    〒350-0015    川越市今泉88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。  
この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店

印紙税申告済  
付につき川越  
税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。



現金類					
未決済小切手	枚				
貯金振替					

147-2

深谷 顕史

## 駐車場賃貸借契約書

平成 21 年 3 月 28 日


貸貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 
	氏名	[REDACTED]	
貸借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 256 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは貸借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内貸貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	貸借権譲渡禁止 貸借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	貸貸人 3ヶ月前予告 貸借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	貸貸人の定める管理規定によるほか貸貸人の指示による。	



92-2 石渡 豊

## 駐車場使用契約書

貸主・（以下「甲」という。）と借主・石渡豊（以下「乙」という。）は、頭書（1）に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

### 頭書（1）駐車場の表示

所在地：上尾市弁財2-9 井上駐車場 指定場所：

### 頭書（2）契約期間


期 間：2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間  
甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

### 頭書（3）賃料（駐車場使用料）

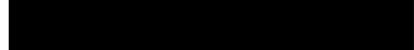
賃 料：月額6,500円（消費税込み・2ヶ月払いを基本とする。）


甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証する為ため、本契約書を2部作成し、貸主・借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主 住所 

氏名  

乙・借主 住所 

氏名 石渡 豊 

整理番号 63-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和4年10月30日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(12月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

**領収書等貼付欄**

③政務活動専用車両 駐車場使用料12月分

⑤権守 幸男

4年 12月分

---

4年 10月30日

美 咲 園

受取 玉環春日部市藤塚339

TEL (048) 785-1457

---

年 月分

年 月 日

受取りました。 ㊟

---

年 月分

年 月 日

受取りました。 ㊟

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

すること。

賃借人 [redacted] を甲とし、賃借人 権守 幸男 を乙として駐車場所の賃借借について  
左記条項を双方承諾の上、賃借借契約を締結する。

権守 幸男

- 第一条 甲は乙に対し後記場所をこの露天駐車場所として使用する目的のために賃借し、乙はこれを賃借する。
- 第二条 賃借借の期間は令和四年 六月十一日から令和六年 六月十日までの二(二)年間とする。
- 第三条 乙は甲に対し本契約成立と同時に賃借料の保証金として金 五十万 円を支払うものとし、賃借料の保証金には利息を付さず、甲は乙が後記第八条によって後記場所を賃借時の原状に復して返還を終了した日から五日以内に乙に返還する。但し中途解約又はこの契約により契約を解除の場合は返還しない。
- 第四条 賃料は一月月金 五万 円也とし、( )ヶ月分を甲の住所に現金で支払うか、又は左記の甲の普通貯金口座に振込する事。銀行名( )支店・口座No( )名義( )、但し、賃借借料金については租税その他の公課の増減又は、近隣の賃借借額に比較して不相当になった場合は、甲乙協議の上改訂できるものとする。
- 第五条 乙は賃借場所を駐車場所として使用するものとし、他の目的には使用できない。理由の如何を問わず車庫、物置、その他一切の工作物を建設してはならない。
- 第六条 乙は甲の書面による承諾なしに賃借場所についての賃借権を他に譲渡し、もしくは転賃してはならない。又理由の如何を問わず有料で他人に左場所を使用させてはならない。但し乙がこの顧客 取引先の車を五時間以内の短時間内で無料で駐車させることについては甲は異議の申立をしない。
- 第七条 甲又は甲の代理人は保安上の必要がある場合、あるいは他の駐車車輛の通行が妨げられた場合には駐車場所のこの車輛に立ち入り、あるいは車輛を移動させることができる。
- 第八条 乙又はその関係者(使用人、従業員、運転者、同業者、家族を含む)は駐車場所を使用するにつき甲の指示に従うとともに左の事項を遵守するものとする。
  - 一、乙の使用部分のみを使用し、他の者の使用部分を侵害しない。
  - 二、入口、通路等共用部分に駐車する等他の使用者の迷惑となる行為をしない。
  - 三、理由の如何を問わず危険物、悪臭を發する物品、汚れた物品、重量物、貴重品を駐車場内に持ち込まない。又駐車場内では禁煙を遵守し絶対に火気を持ち込み又は使用しない。
  - 四、駐車場又は建物について造作修理等を加えたりして現状を變更しない。
  - 五、車輛は午前六時から午後十一時までの間に搬出あるいは格納し右以外の時間には立ち入らない。但し、甲の承諾を受けたときはこの限りではない。
  - 六、駐車場の鍵は乙において責任をもって保管し、かつ必要な複製又は複製をする。
- 第九条 乙又は乙の関係者(使用人、従業員、運転者、同業者、家族、顧客、取引先、その他これに準ずる者を含む)が駐車場所又は付属設備について甲に損害を与えたときは乙は一切その賠償の責任を負う。
- 第十条 甲は駐車場に管理人を置かないところから駐車場所のこの車輛の管理はこの責任において行うものとし、甲は車輛及び付属品、燃料等積載品の盗難、火災、破損等について一切責任を負担しない。
- 第十一条 駐車場内に於て乙又は乙の関係者が第三者に損害を与え、又は第三者から損害を蒙つたときにはその当事者間で問題を解決するものとし、甲はこれに関与しない。
- 第十二条 契約期間満了もしくは契約解除、もしくは解約により本契約が終了したときは乙は直ちに賃借場所を賃借時の原状に復して引渡すものとし、乙において右引渡し遅った時は期間満了の日の翌日、又は解除解約の日から三日経過した日から明渡し済みに至るまで一日につき金 万 円の割合による遅延損害金を甲に現金で支払う。なお搬出が一〇日以上遅延し甲が必要と認めるときは甲は自らこの車輛を搬出し、その費用及び保管費用を乙に請求することができる。
- 第十三条 契約期間中、甲がその駐車場を他の目的でやむを得ず必要となった場合は、甲が乙に対し三ヶ月前にその旨を通告し、乙はそれに従い契約解除とし、甲に明け渡しをする事。
- 第十四条 乙が駐車場所を甲に返還しようとする場合は一ヶ月前までに、甲に申し出をすること。
- 第十五条 後記連帯保証人は乙と連帯して甲に対し、この契約に基づく一切の債務(前項の債務を含む)について保証の責任を負う。

以上 本契約を証するため本書二通を作成し甲、乙各一通、これを所持する。

令和四年 六月十一日

住所 [redacted] 甲

住所 春日部市榎崎三丁目三三番 乙

住所 [redacted] 連帯保証人

記 車輛番号 トヨタルーミー(ミルビー)

春日部(豊野)駐車場組合

整理番号 64-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和4年10月30日	支出額	2,500円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(11月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

領収書等貼付欄

- ③政務活動専用車両 駐車場使用料11月分
- ⑤権守 幸男

※ ※

こと。

4年 11 月分

---

4年 10 月 30 日

受取 美 咲 園

埼玉県春日部市藤塚339  
TEL (048) 785-1457

※ 領収書等には、① 年月日、② 金額、③ 品名、④ 発行日、⑤ 宛名を記載し、⑥ 領収書等の発行に用いた金額に支出されたか分かるような記載)、④ 発行者、⑤ 宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



# 駐車場所賃貸借契約書

権守 幸男

賃貸人 [ ] を甲とし、賃借人 権守 幸男を乙として駐車場所の賃貸借について左記条項を双方承諾の上、賃貸借契約を締結する。

- 第一条 甲は乙に対し後記場所を乙の専任駐車場所として使用する目的のために賃貸し、乙はこれを賃借する。
- 第二条 賃貸借の期間は令和四年六月十一日から令和六年八月十日までの二(二)年間とする。
- 第三条 乙は甲に対し本契約成立と同時に賃借料の保証金として金 五千 円を支払うものとし、賃借料の保証金には利息を付さず、甲は乙が後記第八条によつて後記場所を賃借時の原状に復して返還を完了した日から五日以内乙に返還する。甲は中途解約又は乙の契約により契約を解除の場合には返還しない。
- 第四条 賃料は一月月金 五千 円也とし、( ) 月分を甲の住所に現金で支払うか、又は左記の甲の普通貯金口座に振込する事。銀行名( ) 支店・口座( ) 名義( ) 但し、賃借料金については租税その他の公課の増減又は、近隣の賃貸借額に比較して不相当になつた場合は、甲乙協議の上改訂できるものとする。
- 第五条 乙は賃借場所を駐車場所として使用するものとし、他の目的には使用できない。理由の如何を問わず車庫、物置、その他一切の工作物を建設してはならない。
- 第六条 乙は甲の書面による承諾なしに賃借場所についての賃借権を他に譲渡し、もしくは転賃してはならない。又理由の如何を問わず有料で他人に右場所を使用させてはならない。但し乙がこの顧客、取引先の車を五時間以内の短時間内で無料で駐車させることについては甲は異議の申立をしない。
- 第七条 甲又は甲の代理人は保安上の必要がある場合、あるいは他の駐車車輛の通行が妨げられた場合には駐車場所のこの車輛に立ち入り、あるいは車輛を移動させることができる。
- 第八条 乙又は乙の関係者(使用人、従業員、運転者、同居者、家族を含む)は駐車場所を使用するにつき甲の指示に従うとともに左の事項を遵守するものとする。
  - 一、この使用部分のみを使用し、他の者の使用部分を侵害しない。
  - 二、入口、通路等共用部分に駐車する等他の使用者の迷惑となる行為をしない。
  - 三、理由の如何を問わず危険物、悪臭を発する物品、汚れた物品、重量物、貴重品を駐車場内に持ち込まない。又駐車場内では禁煙を厳守し絶対に火気を持ち込み又は使用しない。
  - 四、駐車場又は建物について造作修理等を加えたりして現状を変更しない。
  - 五、車輛は午前六時から午後十一時までの間に搬出あるいは格納し右以外の時間には立ち入らない。但し、甲の承諾を受けたときはこの限りではない。
  - 六、駐車場の鍵は乙において責任をもって保管し、かつ必要な施錠又は解錠をする。
- 第九条 乙又は乙の関係者(使用人、従業員、運転者、同居者、家族、顧客、取引先、その他これに準ずる者を含む)が駐車場又は付属設備について甲に損害を与えたときは乙は一切その賠償の責任を負う。
- 第十条 甲は駐車場に管理人を置かないところから駐車場所のこの車輛の管理はこの責任において行うものとし、甲は車輛及び付属品、燃料等積載品の盗難、火災、破損等について一切責任を負担しない。
- 第十一条 駐車場内に於て乙又は乙の関係者が第三者に損害を与え、又は第三者から損害を蒙つたときはその当事者間で問題を解決するものとし、甲はこれに関与しない。
- 第十二条 契約期間満了もしくは契約解除、もしくは解約により本契約が終了したときは乙は直ちに賃借場所を賃借時の原状に復して引渡すものとし、乙において右引渡し怠つた時は期間満了の日の翌日、又は解除解約の日から三日経過した日から明渡し済みに至るまで一日につき金 ( ) 円の割合による遅延損害金を甲に現金で支払う。なお搬出が一〇日以上遅延し甲が必要と認めるときは甲は自らこの車輛を搬出し、その費用及び保証費用を乙に請求することができる。
- 第十三条 契約期間中、甲がその駐車場を他の目的でやむを得ず必要となつた場合は、甲が乙に対し三ヶ月前にその旨を通告し、乙はそれに従い契約解除とし、甲に明け渡しをする事。
- 第十四条 乙が駐車場所を甲に返還しようとする場合は一ヶ月前までに、甲に申し出をすること。
- 第十五条 後記連帯保証人は乙と連帯して甲に対し、この契約に基づく一切の債務(前項の債務を含む)について保証の責任を負う。

以上 本契約を証するため本書二通を作成し甲、乙各一通、これを所持する。

令和四年 六月 十一日

住所 [ ] 甲  
 住所 春日部市榑場五丁目三三三 乙  
 権守 幸男  
 住所 [ ]  
 連帯保証人 (印)

記 車庫番号 トヨタ ルーミー (ブルー)

春日部(豊野)駐車場組合

整理番号 294-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費
	9:資料購入・作成費      10:交通費

支出年月日	令和4年10月30日	支出額	2,500円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(10月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

### 領収書等貼付欄

- ① 令和4年10月30日
- ② 5,000円(1か月分の駐車場代)
- ③ 政務活動専用車両 駐車場使用料10月分
- ⑤ 権守 幸男

※ 領収書等には、①年、②金額、③用途を記載すること。

4年 / 10 月分

4年10月30日

**美咲園**

受取 埼玉県春日部市藤塚339

TEL (048) 735-1457番

※ 領収書等には、①年、②金額、③用途を記載すること。

※ 領収書等には、①年、②金額、③用途を記載すること。  
※ 按分した場合は、積算

※ 領収書等には、①年、②金額、③用途を記載すること。  
※ 按分した場合は、積算

権利借地 駐車場可賃借契約書

29X-2 賃借人 [ ] を甲とし、賃借人 権守 幸男 を乙として駐車場所の賃借借について  
左記条項を双方承諾の上、賃借借契約を締結する。

- 第一条 甲は乙に対し後記場所をこの露天駐車場所として使用する目的のために賃借し、乙はこれを賃借する。
- 第二条 賃借借の期間は令和四年六月十日から令和六年六月十日までの一(一)年間とする。
- 第三条 乙は甲に対し本契約成立と同時に賃借料の保証金として金 五十 円を支払うものとし、賃借料の保証金には利息を付さず、甲は乙が後記第八条によつて後記場所を賃借借時の原状に復して返還を完了した日から五日以内に乙に返還する。但し中途解約又はこの契約により契約を解除の場合は返還しない。
- 第四条 賃料は一ヶ月金 [ ] 円也とし、( [ ] ヶ月分)を甲の住所に現金で支払うか、又は左記の甲の普通貯金口座に振込する事。銀行名( [ ] 支店・口座№ [ ] )名義( [ ] )、但し、賃借借料金については租税その他の公課の増減又は、近隣の賃借借額に比較して不相当になった場合は、甲之協議の上改訂できるものとする。
- 第五条 乙は賃借場所を駐車場所として使用するものとし、他の目的には使用できない。理由の如何を問わず車庫、物置、その他一切の工作物を建設してはならない。
- 第六条 乙は甲の書面による承諾なしに賃借場所についての賃借権を他に譲渡し、もしくは転賃してはならない。又理由の如何を問わず有料で他人に右場所を使用させてはならない。但し乙がこの顧客、取引先の車を五時間以内の短時間内で無料で駐車させることについては甲は異議の申立をしない。
- 第七条 甲又は甲の代理人は保安上の必要がある場合、あるいは他の駐車車輛の通行が妨げられた場合には駐車場所のこの車輛に立入り、あるいは車輛を移動させることができる。
- 第八条 乙又はその関係者(使用人、従業員、運転者、同乗者、家族を含む)は駐車場所を使用するにつき甲の指示に従うとともに左の事項を厳守するものとする。
  - 一、この使用部分のみを使用し、他の者の使用部分を侵害しない。
  - 二、入口、通路等共用部分に駐停車する等他の使用者の迷惑となる行為をしない。
  - 三、理由の如何を問わず危険物、悪臭を発する物品、汚れた物品、重量物、貴重品を駐車場内に持ち込まない。又駐車場内では禁煙を厳守し絶対に火気を持ち込み又は使用しない。
  - 四、駐車場又は建物について造作修理等を加えたりして現状を変更しない。
  - 五、車輛は午前六時から午後十一時までの間に搬出あるいは格納し右以外の時間には立入らない。但し、甲の承諾をうけたときはこの限りではない。
  - 六、駐車場の鍵は乙において責任をもって保管し、かつ必要な施錠又は解錠をする。
- 第九条 乙又は乙の関係者(使用人、従業員、運転者、同乗者、家族、顧客、取引先、その他これに準ずる者を含む)が駐車場又は付属設備について甲に損害を与えたときは乙は一切その賠償の責任を負う。
- 第十条 甲は駐車場に管理人を置かないところから駐車場所のこの車輛の管理はこの責任において行うものとし、甲は車輛及び付属品、燃料等積載品の盗難、火災、破損等について一切責任を負担しない。
- 第十一条 駐車場内に於て乙又は乙の関係者が第三者に損害を与え、又は第三者から損害を蒙つたときはその当事者間で問題を解決するものとし、甲はこれに関与しない。
- 第十二条 契約期間満了もしくは契約解除、もしくは解約により本契約が終了したときは乙は直ちに賃借場所を賃借借時の原状に復して引渡すものとし、乙において引渡し怠つた時は期間満了の日の翌日、又は解除解約の日から三日経過した日から明渡し済みに至るまで一日につき金 [ ] 円の割合による遅延損害金を甲に現金で支払う。なお搬出が一〇日以上遅延し甲が必要と認めるときは甲は自らこの車輛を搬出し、その費用及び保管費用を乙に請求することができる。
- 第十三条 契約期間中、甲がその駐車場を他の目的でやむを得ず必要となった場合は、甲が乙に対し二ヶ月前にその旨を通告し、乙はそれに従い契約解除とし、甲に明け渡す事。
- 第十四条 乙が駐車場所を甲に返還しようとする場合は一ヶ月前までに、甲に申し出をすること。
- 第十五条 後記連帯保証人は乙と連帯して甲に対し、この契約に基づく一切の債務(前項の債務も含む)について保証の責任を負う。

以上 本契約を証するため本書二通を作成し甲、乙各一通、これを所持する。

令和四年 六月 十一日

住所 [ ]  
甲  
住所 [ ]  
乙  
住所 [ ]  
連帯保証人 [ ]

春日部 権守 幸男

記  
車輛番号 [ ]

春日部(豊野)駐車場組合

整理番号	50-1
------	------

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費
	9:資料購入・作成費      10:交通費

支出年月日	令和4年11月1日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(11月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄 ⑤蒲生徳明			

# 領 収 書

四番館  
 1304 号室

202211210006940004130400462  
 2022年11月1日

蒲 生 徳 明 様

¥10,500-

非課税文書  印紙税法 第5条1項 (別表1.17 -2による)
---

但し駐車場使用料      2022年11月分

上記の金額、正に領収いたしました

ヴィ・シティ草加管理組合

(管理代行)  
 株式会社 長谷工  
 東京都港区芝2丁目6番  
 長谷工  
 組合会計1部      0120-009-226

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは  
 無効と致します

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合(以下「甲」という)とヤ-1304号室区分所有者 蒲生 徳明(以下「乙」という)とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約(以下「本契約」という)を締結する。

- 第1条 (駐車区画) 乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。
第2条 (契約車輛) 乙が駐車する車輛は次のとおりとする。
一 所有者 蒲生 徳明
二 車名(愛称) サッポロ
三 年式 1999年
四 自動車登録番号 06761
五 総排気量 339 mm 全幅 147 mm 全高 162 mm
六 外寸全長 339 mm 全幅 147 mm 全高 162 mm
七 車輛重量 1080 kg

第3条 (使用目的) 乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。
第4条 (車輛の変更) 乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条 (契約期間) 契約期間は、19年6月15日から19年6月15日までとする。
第6条 (使用料) 使用料は、且月10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。(支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする)
第7条 (喫煙、転倒等の禁止) 乙は、甲の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条 (甲の責任範囲) 契約車輛の駐車中もしくは入庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じた場合は、甲はその責を負わないものとする。
第9条 (乙の責任範囲) 乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条 (解約の申し入れ) 乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。
第11条 (契約終了時の明渡し義務) 契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場の明渡しをしなければならない。
第12条 (契約の解除) 乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規約および知照もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項) 本契約は、甲が所有する駐車場に設置された機械式駐車場操作キーを自己責任で使用し、管理組合に届出たときは直ちに返還すること。ただし、再交付に要する費用を負担すること。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲 (管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙 (区分所有者) ヤ-1304号室 蒲生 徳明

(駐車場使用にあつたての遵守事項)

- 1 登録車輛
一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届出ること
三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
四 自転車、バイク等として使用しないこと
2 場内での運転マナー
一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
二 歩行者優先および歩行を徹底すること
三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
四 環境保全、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、警告の使用を避けること
五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
3 使用上の注意
一 使用時間は終日とする
二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
三 場内は禁煙とする
四 除草・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
五 車輛には必ず加錠し、貴重品は車内に放置しないこと
六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
八 事故等の処理
一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
二 他車等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
(機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項)
1 機械操作
一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
二 装置の大ききおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
三 装置には、車以外の物を乗せないこと
四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
六 装置の作動中は、危険なので装置内に入らないこと
2 駐車方法
一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に入れ止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
二 急停止、急発進はしないこと
3 使用上の注意
一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
三 集中豪雨、警告その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等に起因する車輛等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること
4 機械式駐車場操作キー
一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で使用し、管理組合に届出たときは直ちに返還すること
二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届出た後、再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 175-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和4年11月4日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(11月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

領収書等貼付欄

③政務活動専用車両 駐車場使用料11月分

振込金受取書 (兼手数料受取書) 現金用

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文言扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

04年11月04日

金融機関名 (漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。 農協 信連 銀行 信金 信組 漁協

店舗名 (漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。

お受取人 普通 当座 貯蓄 他 (左づめ)

¥記号 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一

不要 5,000 円

手数料 (税込) 9 円

手数料徴収区分 1.即納 2.後納 9.不要

ご依頼人 フカヤケンシ 様から

049-236-2566

〒350-0015 川越市今泉88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

この振込金受取書 (兼手数料受取書) 振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店

印紙税申告納付につき川越 税務署承認済



お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

現金類					
未決済小切手	枚				
貯金振替					

# 駐車場賃貸借契約書

175-2 深谷 顕史

平成 21 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月  5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催促 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 51-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費      2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費
【経常的経費】	6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費
	9:資料購入・作成費      10:交通費

支出年月日	令和4年12月1日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(12月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			
⑤蒲生徳明			

領 収 書

四番館

1304 号室

202212200006940004130400462

2022年12月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書  
印紙税法  
第5条1項  
(別表1.17  
-2による)

但し 駐車場使用料

2022年12月分

上記の金額、正に領収いたしました

ヴィ・シティ草加管理組合

株式会社 長谷工コ  
東京都港区芝4丁目1番地  
長谷工コ  
組合会計1部 0120-009-226

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは  
無効と致します

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよ  
うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とヤ-130の号室 区分所有者 蒲生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）  
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。  
駐車区画 No. [redacted]

第2条（契約車輛）  
乙が駐車する車輛は次のとおりとする。

二 所有者	蒲生 徳明
三 車名（愛称）	[redacted]
四 自動車登録番号	[redacted]
五 総排気量	0.67L
六 外寸全長	339 mm
七 全幅	147 mm
八 全高	162 mm
九 重量	1080 kg

第3条（使用目的）  
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車輛の変更）  
乙は、第1条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）  
契約期間は、19年6月15日から19年6月15日までとし、契約期間更新等に関する特約（本マンションの管理規約、諸規約ならびに団地集会所決議事項）に従うものとする。

第6条（使用料）  
使用料は、月額1,050円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（敷設、配管等の禁止）  
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）  
契約車輛の駐車中もしくは出入庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）  
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）  
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）  
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を撤出し、駐車場で甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）  
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ草加管理組合  
理事長 柴本 [redacted]

乙（区分所有者）

ヤ-130の号室 蒲生 徳明 [redacted]

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

- 1 登録車輛
  - 一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外は駐車しないこと
  - 二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
  - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
  - 四 自転車、バイク置場として使用しないこと
- 2 場内での運転マナー
  - 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
  - 二 歩行者優先および徐行を徹底すること
  - 三 指定の駐車区画の中央に正しく駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
  - 四 緊急停止、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ぶかし、警笛の使用を避けること
  - 五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
- 3 使用上の注意
  - 一 使用時間は終日とすること
  - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
  - 三 場内は禁煙とすること
  - 四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
  - 五 車輛には必ず施設し、貴重品は車内に放置しないこと
  - 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
  - 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
- 4 事故等の処理
  - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
  - 二 他車輛等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

【機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項】

- 1 機械操作
  - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
  - 二 車輛の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
  - 三 装置には、車以外の物を乗せないこと
  - 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
  - 五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
  - 六 装置の作動中は、危険なので装置内に入らないこと
- 2 駐車方法
  - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入れ車止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
  - 二 急停止、急発進はしないこと
- 3 使用上の注意
  - 一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理員に連絡すること
  - 二 安全管理および装置の報告上、パレットを常時下げておくこと
  - 三 集中豪雨、雪害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等に起因する車輛等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること
- 4 機械式駐車場操作手
  - 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で使用し使用者でなくなつたときは直ちに返還すること
  - 二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 245-11

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和4年12月5日	支出額	2,500円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(12月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄			
③政務活動専用車両 駐車場使用料12月分			

### 振込金受取書 (兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

現金用

04年12月05日

電話 文書

▼金融機関名(漢字・左づめ)先頭から7文字分ご記入ください。 農協 信連 銀行 信金 信組 漁協

▼店舗名(漢字・左づめ)先頭から9文字分ご記入ください。

普通 当座 貯蓄 他 (左づめ)

手数料 (税込) 5,000円

手数料徴収区分 1.即納 2.後納 9.不要

様へ

ご依頼人

フカヤケンシ

(カタカナ・左づめ)濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。

深谷 顕史 様から

049-236-2566

必ずご記入ください。

〒350-0015 川越市今泉88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。  
この振込金受取書(兼手数料受取書)振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店

印紙税申告納  
付につき川越  
税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

現金類									
未決済小切手	枚								
貯金振替									

## 駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED]	印鑑  ●
	TEL	[REDACTED]	
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14	印鑑  ●
	TEL	049 - 236 - 2566	
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月  5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 116-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和4年12月28日	支出額	6,500円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(1月分、2月分) (按分計算式 13,000円×1/2=6,500円)		

**領収書等貼付欄**

- ①令和4年12月28日
- ③政務活動専用車両駐車場代として(1月分、2月分)
- ⑤石渡 豊




※ 領収書  
うな記載  
※ 按分


るよ  
。

116-2

## 駐車場使用契約書

貸主・ (以下「甲」という。)と借主・石渡豊 (以下「乙」という。)は、頭書(1)に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 駐車場の表示

所在地：上尾市弁財2-9 井上駐車場 指定場所：

### 頭書(2) 契約期間

期間：2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間

甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

### 頭書(3) 賃料(駐車場使用料)

賃料：月額6,500円(消費税込み・2ヶ月払いを基本とする。)


甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証する為ため、本契約書を2部作成し、貸主・借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主 住所 

氏名  

乙・借主 住所 上尾市弁財2-7-8

氏名 石渡 豊 

整理番号 68-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	令和5年1月4日	支出額	5,250円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(1月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">領収書等貼付欄</div>			
⑤蒲生徳明			

領 収 書

四番館                      1304    号室                      202301230006940004130400459

2023年1月4日

蒲 生 徳 明 様

¥10,500-

非課税文書

印紙税法  
第5条1項  
(別表1.17  
-2による)

但し 駐車場使用料                      2023年1月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは  
無効と致します

ヴィ・シティ草加管理組合  
 (管理事務所)  
 株式会社 長谷工コ  
 東京都港区芝4丁目1番  
 長谷工コ  
 組合会計1部    0120-009-226

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とヤ-3304号室区分所有者 蒲生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）

乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No. [redacted]

第2条（契約車種）

乙が駐車する車種は次のとおりとする。

一 所有者	蒲生 徳明
二 車名（愛称）	サツキ
三 年式	14年
四 自動車登録番号	[redacted]
五 総排気量	0.65L
六 全長	339 mm
七 全幅	147 mm
八 全高	162 mm
九 車種重量	1,020 Kg

第3条（使用目的）

乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の車種以外の目的に使用してはならない。

第4条（車種の変更）

乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場があるいは車種を変更する場合には、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）

契約期間は、19年6月15日から19年6月15日までと前条第2項の定めるところとする。

第6条（使用料）

使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月振約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（盗難、転貸等の禁止）

乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）

契約車種の駐車中もしくは入出庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）

乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）

契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）

乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

68-2

19年6月15日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ草加管理組合  
理事長 柴本

乙（区分所有者） 徳明 氏名 304号室

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

- 1 駐車車種
    - 一 駐車場使用契約によって登録されている車種以外の車種を駐車しないこと
    - 二 登録されている車種の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
    - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
    - 四 自転車、バイク置場として使用しないこと
  - 2 場内での運転マナー
    - 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
    - 二 歩行者優先および歩行を優先すること
    - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車種の行動に支障のないよう留意すること
    - 四 環状歩行、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ぶかし、警笛の使用を避けること
    - 五 深夜、早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
  - 3 使用上の注意
    - 一 使用時間は禁日とすること
    - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
    - 三 場内は禁煙とすること
    - 四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
    - 五 車種には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
    - 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
    - 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
  - 4 事故等の処置
    - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
    - 二 他車種等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
- 【機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項】
- 1 機械操作
    - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
    - 二 車種の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
    - 三 装置内では、車以外の物を乗せないこと
    - 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
    - 五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
    - 六 装置の作動中は、危険なため装置内に入らないこと
  - 2 駐車方法
    - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと、台の中央部に入れ車止めを当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
    - 二 急停止、急発進はしないこと
  - 3 使用上の注意
    - 一 車種が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理員に連絡すること
    - 二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
    - 三 集中豪雨、雪害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等起因する車種等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車種保険等への加入に努めること
  - 4 機械式駐車場操作キ-
    - 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キ-を自己責任で管理し使用者でなくなつたときは直ちに返還すること
    - 二 機械式駐車場操作キ-を紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 220-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和4年1月5日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(1月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

領収書等貼付欄

③政務活動専用車両 駐車場使用料1月分

### 振込金受取書 (兼手数料受取書) 現金用

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

05年01月05日

電信文書

▼金融機関名 (漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。	農協 信連 銀行 信金 信組 漁協	▼店舗名 (漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。
普通当座貯蓄 他 (左づめ)	¥記号 不要	手数料 (税込) 円
	十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一	手数料 徴収 区分
	5,000 円	9 1.即納 2.後納 9.不要
ご依頼人	様へ	

ご依頼人

フカヤケンジ

深谷 顕史

〒350-0015 川越市今泉88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

この振込金受取書 (兼手数料受取書) ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。



お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしないで当店において返却します。

取扱店	印紙税申告納付につき川越税務署承認済	現金類						
		未決済小切手	枚					
		貯金振替						



## 駐車場貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

貸貸人	住所	〒 [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 
	氏名	[REDACTED]	
貸借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは貸借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内貸貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	貸借権譲渡禁止 貸借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催促 解除
8	解約	貸貸人 3ヶ月前予告 貸借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	貸貸人の定める管理規定によるほか貸貸人の指示による。	

整理番号 258-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和4年2月1日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(2月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄			
③政務活動専用車両 駐車場使用料2月分			

### 振込金受取書 (兼手数料受取書)

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

現金用

05年02月01日

電信 文書

▼金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。 農協 信連 銀行 信金 信組 漁協

▼店舗名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。

お受取人

普通当座貯蓄 他 (左づめ)

¥記号 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一

5,000 円

手数料(税込) 9 円

手数料徴収区分 9. 1.即納 2.後納 9.不要

様へ

ご依頼人

フカヤケンシ

(カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。

深谷 顕史 様から

049-236-2566

必ずご記入ください。

〒350-0015 川越市今泉88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。  
この振込金受取書(兼手数料受取書)は振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店



印紙税申告納  
付につき川越  
税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

現金類					
未決済小切手	枚				
貯金振替					

## 駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

貸貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑 
	氏名	[REDACTED]	
貸借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 256 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは貸借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内貸貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	貸借権譲渡禁止 貸借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催促 解除
8	解約	貸貸人 3ヶ月前予告 貸借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	貸貸人の定める管理規定によるほか貸貸人の指示による。	

整理番号	80-1
------	------

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	令和5年2月1日	支出額	5,250円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(2月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄 ⑤蒲生徳明			

領 収 書                      四番館                      1304    号室                      202302200006940004130400485  
2023年2月1日

蒲 生 徳 明 様

¥10,500-

非課税文書  
印紙税法  
第5条1項  
(別表1.17  
-2による)

但し 駐車場使用料                      2023年2月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは  
無効と致します

ヴィ・シティ草加管理組合  
 (管理代行)  
 株式会社 長谷工  
 東京都港区芝4丁目6番1  
 長谷工  
 組合会計1部    0120-009-226

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよ  
うな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合 (以下「甲」という) とヤ-1306号室 区分所有者 蒲生 徳明 (以下「乙」という) とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約 (以下「本契約」という) を締結する。

- 第1条 (駐車区画) 乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。  
駐車区画 No. [redacted]
- 第2条 (契約車輛) 乙が駐車する車輛は次のとおりとする。  
一 所有者 蒲生 徳明  
二 車名 (愛称) ヴィッパ  
三 年式 16年  
四 自動車登録番号 [redacted]  
五 総排気量 0.65L  
六 全長 339 mm 全幅 147 mm 全高 162 mm  
七 車輛重量 1200 Kg

第3条 (使用目的) 乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条 (車輛の変更) 乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条 (契約期間) 契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとし、契約更新等に関する特約 本マンションの管理規約、諸規則ならびに団地集会決議事項に準ずる。

第6条 (使用料) 使用料は、月額1,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。(支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。)

第7条 (賠償、転貸等の禁止) 乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条 (甲の責任範囲) 契約車輛の駐車中もしくは入出庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条 (乙の責任範囲) 乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条 (解約の申し入れ) 乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条 (契約終了時の明渡し義務) 契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場で甲に明け渡さなければならない。

第12条 (契約の解除) 乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しない。直ちに本契約を解除できる。

第13条 (その他特約事項)

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲 (管理組合) ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙 (区分所有者) ヤ-1306号室 蒲生 徳明

(駐車場使用にあたっての遵守事項)

- 登録車輛
    - 一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外の車輛を駐車しないこと
    - 二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
    - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
    - 四 自転車、バイク置場として使用しないこと
  - 場内での運転マナー
    - 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
    - 二 歩行者優先および徐行を徹底すること
    - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
    - 四 環状歩行、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、警音の使用を避けること
    - 五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
  - 使用上の注意
    - 一 使用時間は終日とする
    - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
    - 三 場内は禁煙とする
    - 四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
    - 五 車輛には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
    - 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
    - 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
  - 事故等の処理
    - 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
    - 二 他車輛等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
- (機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項)
- 機械操作
    - 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
    - 二 車輛の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
    - 三 装置には、車以外の物を乗せないこと
    - 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
    - 五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
    - 六 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと
  - 駐車方法
    - 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に入れ止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
    - 二 急停止、急発進はしないこと
  - 使用上の注意
    - 一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理員に連絡すること
    - 二 安全管理および使用の手順上、パレットを常時下げておくこと
    - 三 集中豪雨、雪害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等起因による車輛等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること
  - 機械式駐車場操作
    - 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で使用し使用がなくなつたときは直ちに返還すること
    - 二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 117-1

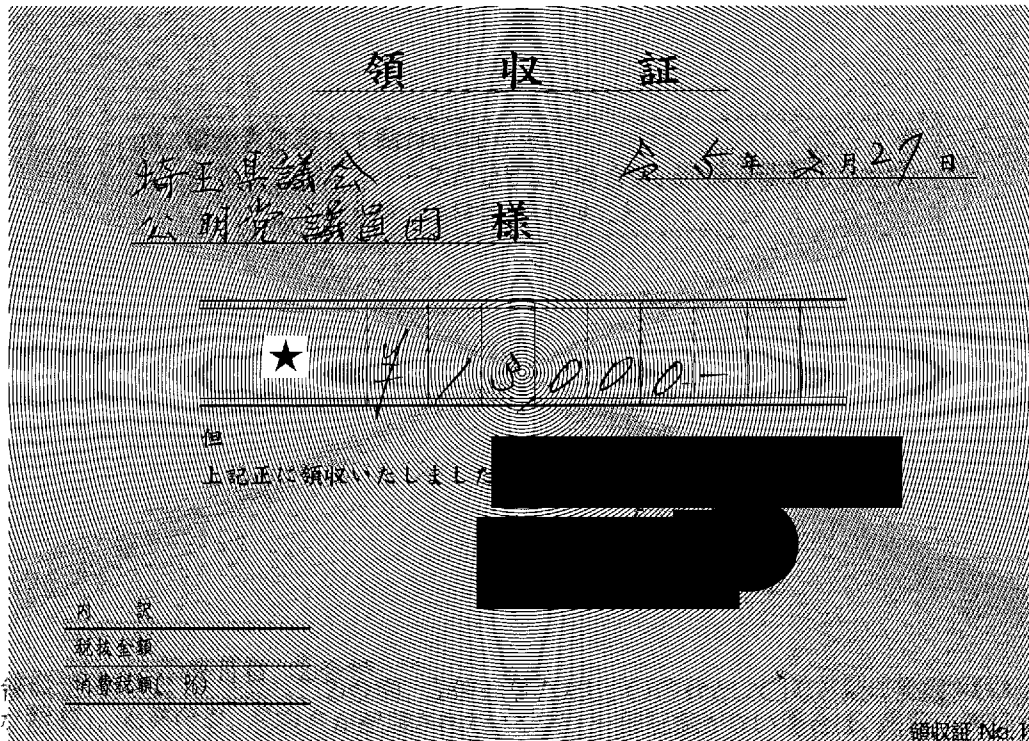
## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和5年2月27日	支出額	6,370円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(3月分、4月分) (按分計算式 4月分(29日/30日)×3,250円=3,120円、3月分3,250円)		

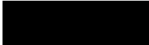
**領収書等貼付欄**

- ①令和5年2月27日
- ②(按分計算式 4月分(29日/30日)×3,250円=3,120円、3月分3,250円)
- ③政務活動専用車両駐車場代として(3月分、4月分)
- ⑤石渡 豊



※ 領収書は、領収した場合は、横断線を余白に記入すること。  
 ※ 領収書は、領収した場合は、横断線を余白に記入すること。

## 駐車場使用契約書

貸主・ (以下「甲」という。)と借主・石渡豊 (以下「乙」という。)は、頭書(1)に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

## 頭書(1) 駐車場の表示

所在地：上尾市弁財2-9 井上駐車場 指定場所：

## 頭書(2) 契約期間


期 間：2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間  
甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

## 頭書(3) 賃料(駐車場使用料)

賃 料：月額6,500円(消費税込み・2ヶ月払いを基本とする。)


甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証する為ため、本契約書を2部作成し、貸主・借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主 住所 

氏名  

乙・借主 住所 上尾市弁財2-7-8

氏名 石渡 豊 

整理番号 8/-/

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和5年3月1日	支出額	5,250円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(3月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			
⑤蒲生徳明			

領収書

四番館

1304 号室

202303200006940004130400479

2023年3月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書  
印紙税法  
第5条1項  
(別表1.17  
-2による)

但し 駐車場使用料

2023年3月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは  
無効と致します

ヴィ・シティ草加管理組合  
(管理代行)  
株式会社 長谷工コ  
東京都港区芝2丁目8番1  
長谷工コ  
組合会計1部 0120-009-226

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



# 駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とヤ-304号室区分所有者 蒲生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）  
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No.	[Redacted]		
第2条（契約車種）	乙が駐車する車種は次のとおりとする。		
一 所有者	蒲生 徳明		
二 車名（愛称）	[Redacted]		
三 車年	16年		
四 自動車登録番号	[Redacted]		
五 総排気量	0.656	mm	
六 外寸全長	339	mm	
七 外寸全幅	147	mm	
八 外寸全高	162	mm	
九 重量	1080	kg	

第3条（使用目的）  
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車種の変更）  
乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）  
契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとする。

第6条（使用料）  
使用料は、月額10,500円とする。これは、毎月振込に定める管理費等の徴収日まで、使用料を支払うものとする。

第7条（盗難、転貸等の禁止）  
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）  
契約車種の駐車中もしくは入庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）  
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車種の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（契約の申し入れ）  
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって締約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）  
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を搬出し、駐車場の甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）  
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しない、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲（管理組合） ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本 徳明  
乙（区分所有者） ヤ-304号室 区分所有者 蒲生 徳明

## （駐車場使用にあたっての遵守事項）

- 登録車種
  - 登録車種使用契約によって登録されている車種以外を駐車しないこと
  - 登録されている車種の容量の超過は、事前に管理組合に届け出る
  - 管理組合の承認なしに、たとえ一時放置であっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
  - 自転車、バイクを登録として使用しないこと
- 場内での運転マナー
  - 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
  - 歩行者優先および徐行を徹底すること
  - 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車種の行動に支障のないよう留意すること
  - 駐車禁止、障害防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、音響の使用を避けること
  - 深夜・早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
- 使用上の注意
  - 使用時間は禁日とすること
  - 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
  - 場内は禁煙とすること
  - 除草・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
  - 車種には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
  - ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
  - 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
  - 事故等の処理
    - 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
    - 他車種等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、初争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
- 機械操作
  - メーターの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
  - 車種の大きさおよび重量は、装置の積載容量を超えないものとする
  - 装置には、車以外の物を乗せないこと
  - 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
  - 装置の操作は、装置内に入れないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
  - 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと
- 駐車方法
  - 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入れ庫止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
  - 急停止、急発進はしないこと
- 使用上の注意
  - 車種が設置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理員に連絡すること
  - 安全管理および使用上の注意の取扱い、パレットを常時下げておくこと
  - 集中豪雨、雪害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等による損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車種保険等への加入に努めること
- 機械式駐車場操作
  - 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で管理し使用者でなくなるときは直ちに返還すること
  - 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること



# 春日部 駐車場所賃貸借契約書

貸借人 [ ] を甲とし、賃借人 権斗 幸男 を乙として駐車場所の賃貸借について  
左記条項を双方承諾の上、賃貸借契約を締結する。

- 第一条 甲は乙に対し後記場所をこの露天駐車場所として使用する目的のために賃貸し、乙はこれを賃借する。
- 第二条 賃貸借の期間は令和四年 六月十一日から令和六年 六月十日までの 一(一)年間とする。
- 第三条 乙は甲に対し本契約成立と同時に賃貸料の保証金として金 五千 円を支払うものとし、賃貸料の保証金には利息を付さず、甲は乙が後記第八条によって後記場所を賃借時の原状に復して返還を完了した日から五日以内に乙に返還する。但し中途解約又はこの契約により契約を解除の場合は返還しない。
- 第四条 賃料は一ヶ月金 円也とし、( ヶ月分)を甲の住所に現金で支払うか、又は左記の甲の普通貯金口座に振込する事。銀行名( 支店・口座No )名義( )、但し、賃貸借料金については租税その他の公課の増減又は、近隣の賃貸借額に比較して不当になつた場合は、甲之協議の上改訂できるものとする。
- 第五条 乙は賃借場所を駐車場所として使用するものとし、他の目的には使用できない。理由の如何を問わず車庫、物置、その他一切の工作物を建設してはならない。
- 第六条 乙は甲の書面による承諾なしに賃借場所についての賃借権を他に譲渡し、もしくは転賃してはならない。又理由の如何を問わず有料で他人に右場所を使用させてはならない。但し乙が乙の顧客、取引先の車を五時間以内の短時間内で無料で駐ませることにについては甲は異議の申立をしない。
- 第七条 甲又は甲の代理人は保安上の必要がある場合、あるいは他の駐車車輛の運行が妨げられた場合には駐車場所のこの車輛に立入り、あるいは車輛を移動させることができる。
- 第八条 乙又はその関係者(使用人、従業員、運転者、同乗者、家族を含む)は駐車場所を使用するにつき甲の指示に従うとともに左の事項を厳守するものとする。
  - 一、乙の使用部分のみを使用し、他の者の使用部分を侵害しない。
  - 二、入口、通路等共用部分に駐停車する等他の使用者の迷惑となる行為をしない。
  - 三、理由の如何を問わず危険物、悪臭を発生する物品、汚れた物品、重量物、貴重品を駐車場内に持込まない。又駐車場内では禁煙を厳守し絶対に火気を持ち込み又は使用しない。
  - 四、駐車場又は建物について劣化修繕等を加えたりして現状を悪変しない。
  - 五、車輛は午前六時から午後十一時までの間に撤出あるいは格納し右以外の時間には立入らない。但し、甲の承諾を受けたときはこの限りではない。
  - 六、駐車場の鍵は乙において責任をもって保管し、かつ必要な施錠又は解錠をする。
- 第九条 乙又はこの関係者(使用人、従業員、運転者、同乗者、家族、顧客、取引先、その他これに準ずる者を含む)が駐車場又は付属設備について甲に損害を与えたときは乙は一切その賠償の責任を負う。
- 第十条 甲は駐車場に管理人を置かないところから駐車場所のこの車輛の管理はこの責任において行つものとし、甲は車輛及び付属品、燃料等積載品の盗難、火災、破壊等について一切責任を負担しない。
- 第十一条 駐車場内に於て乙又はこの関係者が第三者に損害を与え、又は第三者から損害を蒙つたときにはその当事者間で問題を解決するものとし、甲はこれに関与しない。
- 第十二条 契約期間満了もしくは契約解除、もしくは解約により本契約が終了したときは乙は直ちに賃借場所を賃借時の原状に復して引渡すものとし、乙において右引渡し終った時は期間満了の日の翌日、又は解除解約の日から三日経過した日から明渡し済みに至るまで一日につき金 円の割合による遅延損害金を甲に現金で支払う。なお撤出が一〇日以上遅延し甲が必要を認めたとときは甲は自らこの車輛を撤出し、その費用及び保管費用を乙に請求することができる。
- 第十三条 契約期間中、甲がその駐車場を他の目的でやむを得ず必要となつた場合は、甲が乙に対し三ヶ月前にその旨を通告し、乙はそれに従い契約解除とし、甲に明け渡しをする事。
- 第十四条 乙が駐車場所を甲に返還しようとする場合は一ヶ月前までに、甲に申し出をすること。
- 第十五条 後記連帯保証人は乙と連帯して甲に対し、この契約に基づく一切の債務(前項の債務も含む)について保証の責任を負う。

以上 本契約を証するため本書二通を作成し甲、乙各一通、これを所持する。

令和四年 六月十一日

住所 [ ] 甲  
TEL [ ]  
住所 春日部市南町三丁目一三三 乙  
権斗 幸男  
TEL [ ]  
住所 [ ]  
連帯保証人

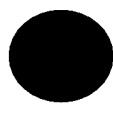

車輜番号 [ ]  
トヨタ ルーミー(ミルビー)

春日部(豊野)駐車場組合



## 駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 29 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED]	印鑑 
		TEL [REDACTED]	
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1か月  5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	